

JASME

Japan Finance Corporation
for Small and Medium Enterprise

2007

ディスクロージャー誌

中小企業金融公庫(略称/中小公庫)サマリー

(平成19年3月31日現在)

設立

昭和28年8月20日中小企業金融公庫法(昭和28年8月1日法律第138号)により設立

目的

- 中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金について、一般の金融機関が供給することを困難とするものの供給を自ら行い、又は一般の金融機関による供給を支援するための貸付債権の譲受け、債務の保証等を行うこと
- 中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保険及び信用保証協会に対する資金の貸付けを行うこと

総裁

安居 祥策(やすい しょうさく)
(平成19年1月12日就任)

業務の範囲

融資業務
証券化支援業務(平成16年7月1日業務開始)
信用保険業務(平成16年7月1日業務承継)

資本金

1兆4,338億2,901万円
(内訳) 融資業務……………4,643億3,500万円
証券化支援業務……………352億5,800万円
信用保険業務……………9,342億3,601万円

貸付残高・保険引受残高等

融資業務……………6兆4,556億円(貸付残高)
証券化支援業務
買取型^(注1)……………36億円(信託受益権等保有残高)^(注2)
保証型^(注3)……………342億円(保証債務残高)
信用保険業務
中小企業信用保険…29兆5,501億円(保険引受残高)
信用保証協会貸付……………4,630億円(貸付残高)
破綻金融機関等関連特別保険等…11億円(保険引受残高)
機械類信用保険^(注4)…1兆6,588億円(保険引受残高)

店舗

全国61営業部店

職員数

2,074人(平成19年度予算定員)

代理店数

519代理店^(注5)

(注1) 買取型とは、中小公庫法第19条第1項第3号・第6号・第7号に定める業務をいいます。
(注2) 信託受益権等保有残高は、証券化支援業務・買取型における信託受益権・資産担保証券のうち、中小公庫が取得した劣後部分などです。
(注3) 保証型とは、中小公庫法第19条第1項第4号・第5号に定める業務をいいます。
(注4) 機械類信用保険は、平成15年度より新規の引受けを停止しています。
(注5) 代理店数は、融資業務において代理貸付を委託している代理店の数です。都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合など、ほとんどの民間金融機関は中小公庫の代理店です。

〈業務実績〉

融資業務

(単位:億円)

科目	平成17年度	平成18年度
貸付額	12,953	10,289
直接貸付	12,795	10,208
うち証券化・自己型 ^(注)	(199)	(94)
代理貸付	120	47
設備貸与・投育貸付	38	35
貸付残高	70,584	64,556
直接貸付	68,600	62,986
代理貸付	1,778	1,400
設備貸与・投育貸付	206	170

(注) 証券化・自己型とは、中小公庫法第19条第1項第1号・第2号により、中小公庫自らが貸付けた債権または取得した社債を証券化する業務をいいます。

証券化支援業務

(単位:億円)

科目	平成17年度	平成18年度
貸付債権元本総額		
買取型	276	388
保証型	158	112
信託受益権等保有残高、保証債務残高		
買取型(信託受益権等保有残高)	16	36
保証型(保証債務残高)	423	342

信用保険業務

(単位:億円)

科目	平成17年度	平成18年度
保険引受額・貸付額		
中小企業信用保険	125,524	134,440
信用保証協会貸付	4,764	4,630
破綻金融機関等関連特別保険等	3	—
保険引受残高・貸付残高		
中小企業信用保険	291,303	295,501
信用保証協会貸付	4,764	4,630
破綻金融機関等関連特別保険等	23	11
機械類信用保険 ^(注)	26,824	16,588

(注) 機械類信用保険は、平成15年3月31日までに保険関係が成立していたものを除き、現在は既に成立している保険関係に係る保険金の支払い、回収金の収納等の業務(機械保険経過業務)を行っています。

CONTENTS

中小公庫サマリー	1
理 念	3
中小公庫の概要	
総裁メッセージ	5
日本政策金融公庫への移行について	9
平成 19 年度業務運営方針	11
中小公庫のプロフィール	13
中小公庫の役割と特色	
融資業務	21
証券化支援業務	35
信用保険業務	37
コンサルティング	41
国際化への対応	45
総合研究所	49
刊行物	53
適切な業務運営の仕組み（ガバナンス）	
外部有識者の意見を反映	55
内部管理体制	57
情報の公開	65
業務のご案内	
融資業務	67
証券化支援業務	73
信用保険業務	75
資料編	
総括	79
融資業務	86
証券化支援業務	96
信用保険業務	101
行政コスト計算財務書類	112
参考情報	137
政策評価	144
中小企業金融公庫法	148
株式会社日本政策金融公庫法等の概要	151
組織・沿革	
組織	155
営業店舗一覧	157
中小公庫のあゆみ	159

1. 本誌は、ディスクロージャー資料(業務及び財政の状況に関する説明資料)です。
2. 本誌を含む中小公庫の情報は、ホームページ (<http://www.jasme.go.jp/>) でもご覧いただけます。
3. 本誌の計数については、単位未満四捨五入としており、各欄の合計値と表示合計が一致しない場合があります。また、単位に満たない場合は「0」、該当計数のない場合は「-」と表示しています。

理 念

中小企業金融公庫は、
政策金融機関として、
わが国経済の活力の源泉であり
地域経済を支える中小企業に対し、
民間金融機関、地域の諸機関と連携し、
多様な手法により事業資金の円滑な供給を行うとともに
コンサルティング機能を発揮することにより、
その成長発展を支援することを使命とする。

Japan Finance Corporation for
Small and Medium Enterprise

中小公庫の概要

総裁メッセージ	5
日本政策金融公庫への移行について	9
平成19年度業務運営方針	11
中小公庫のプロフィール	13
業務内容／勘定区分・資金管理／資金調達	
融資業務の状況	16
貸付残高／貸付額／ 中小企業向け貸付残高に占める中小公庫の割合／ 特別・一般貸付額等の内訳／設備・運転資金別の貸付額／ 業種別・地域別の貸付残高／貸付金額別の貸付割合／ 貸付期間別の貸付割合	
証券化支援業務の状況	18
証券化支援業務・買取型による中小企業への資金供給／ 証券化支援業務・保証型による中小企業への資金供給	
信用保険業務の状況	19
中小企業信用保険 保険引受残高／ 中小企業信用保険 担保有無別保険引受額及び保険引受残高	



中小企業を取り巻く経営環境

日本における中小企業は、全企業数の99%、従業員の約70%を占めています。この雇用の7割というのが重要で、まさに、中小企業はわが国経済の活力の源泉であると言えるでしょう。その中小企業の景況感は、バブル景気崩壊以降、「失われた10年」と言われてきた状況が改善し、マクロで見ると確かに良くなっています。ただ、大企業・中小企業に関係なく、地域格差の問題と、勝ち組・負け組という問題があります。規制に守られていた時代が終わり、競争原理が導入されると誰かが勝つのは当たり前で、「結果の平等」の時代にはもう戻ることはないと思います。つまり、経営者は土俵が変わったということを認識した上で、今後は経営していく必要があります。

3つの経営方針

① 3業務体制により 事業資金を円滑に供給

私は平成19年1月に中小公庫の総裁に就任し、この4月に「平成19年度経営方針」として3つのことを掲げました。

経営方針の1つ目は、「中小企業金融公庫の理念により、健全な中小企業を育成するために必要な政策金融、信用保険、証券化支援の各業務を効率よく行う」、つまり、中小公庫に与えられた中小企業支援のための金融施策を、しっかり実行していくということです。

中小公庫は、昭和28年8月に中小企業金融公庫法に基づき、全額政府出資により設立された政策金融機関です。設立以来、中小企業専門

平成19年度経営方針

- (1) 中小企業金融公庫の理念により、健全な中小企業を育成するために必要な政策金融、信用保険、証券化支援の各業務を効率よく行う。
- (2) 平成20年10月から始まる新機関、株式会社日本政策金融公庫への統合に必要な準備を行う。
- (3) コンプライアンスは勿論であるが、コーポレート・ガバナンスを重視する。特に決定プロセスの透明性と公明性を重視する。

の政策金融機関として、民間金融機関を補完し、中小企業の皆様の行う事業の振興に必要な資金の供給に努めてきました。さらに、平成16年の中小公庫法の改正により、同年7月から、従来の融資業務に証券化業務、信用保険業務が加わり、3業務体制となっています。

融資業務

① 長期資金専門、民業補完

中小公庫の融資の特徴としては、民間金融機関での融資が難しい長期資金を専門に取り扱っており、融資の約3分の2が期間5年超の長期資金となっていることがあげられます。また、景気などの影響から融資姿勢の変動を余儀なくされる民間金融機関を補完する役割を果たしています。つまり、中小公庫の融資の伸びは、景気の悪い時には高く、良い時には低くなっています。

中小公庫では、補完金融機関として積極的に民間金融機関との連携を進めており、地方銀行・第二地方銀行については全行と、地域金融機関全体でも約8割の458行と既に協調融資などの具体的な連携を行っています。

② 政策性の高い特別貸付への取組み

中小公庫では、国の施策に基づく政策性の高い特別貸付の推進に取り組んでおり、ベン

チャー、事業再生、セーフティーネットなどの分野や、ものづくり基盤技術の高度化、地域経済の活性化など、民間金融機関だけでは十分に対応できない分野に対し、資金供給による政策誘導を行っています。ベンチャー企業などへの新事業融資は、平成18年度は融資金額・社数ともに過去最高を記録しました。事業再生についても、全国の再生支援協議会との連携などにより、融資社数ベースで過去最高を記録しました。また、今年4月からは、「再チャレンジが可能な社会の実現」という政府の方針のもとで、「再チャレンジ支援融資」の取扱いも開始しています。

③ コンサルティング機能の発揮

中小公庫では、「目利き能力」を活かしたコンサルティングにも取り組んでいます。設立以来50余年にわたり蓄積してきた中小企業経営に関するノウハウや全国約5万社の取引先データベースも活用し、中小企業の皆様が発展していくために必要な情報の提供や経営に関するアドバイスを継続的に行っています。

融資と一体となったコンサルティング機能の発揮により、中小公庫との取引を経て株式の公開を果たした企業は、株式公開企業の6分の1にあたる約600社となっており、この中には国際的にも有力な企業となったケースも少なくありません。



証券化支援業務

証券化支援業務とは、証券化の手法を活用して民間金融機関による無担保資金の供給を支援するものです。例えば、地域金融機関単独では中小企業向けの無担保貸付債権を証券化しようと思っても、金額がまとまらない場合があります。そうした際に、中小公庫がコーディネート役として中に入り、複数の金融機関の債権を一括して買い取って証券化を行うものです。平成16年7月に制度を開始して以来、平成19年3月末までに公庫の証券化スキームに参加された金融機関は全国で延べ117、中小企業への無担保資金供給実績は累計2千億円を突破しました。平成19年2月には、ローン債権をオフバランス化せずに証券化を行う、国内初の「複数金融機関参加型シンセティックCLO」に取り組むなど、新たなスキーム開発にも努めています。

信用保険業務

信用保険業務とは、担保力や信用力の乏しい中小企業の皆様が民間金融機関から借入や社債により資金調達を行う際に、各地の信用保証協会が行う債務の保証（信用保証）について中小公庫が保険を行うものです。このような保証と

保険の仕組みをあわせて信用補完制度と呼んでいます。この信用補完制度は、中小企業者の約4割にあたる161万社に利用されている重要な金融政策となっています。ただ、信用保証協会が行う保証割合は、現在原則として100%となっていますが、民間金融機関のリスクがゼロというのは国際的にみてもあまり例がありません。そこで、今年10月からは、民間金融機関も2割のリスクを取るという責任共有制度が導入されることとなっています。

② 平成20年10月、新公庫へ

経営方針の2つ目は、「平成20年10月から始まる新機関、株式会社日本政策金融公庫への統合に必要な準備を行う」ということです。

5月18日に「株式会社日本政策金融公庫法」が成立し、来年10月より中小公庫は、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫及び国際協力銀行（国際金融等業務）と統合します。統合にあたって、まずお伝えしたいことは、各機関の一切の権利義務は新公庫が承継するということです。つまり、現在融資等をご利用されているかたの利益が不当に損なわれるようなことはありません。

また、新公庫は、株式会社なので会社法に基

中小企業の成長発展をサポートする中小公庫の役割はこれからも変わりません。

統合に向けた準備をしっかりと進めます。

づくということですが、法律が別に定められているわけですから、普通の株式会社ではありません。政府が決めた各種施策をしっかりと実施していくため、株式の全額政府保有や予算の国会議決等、政府の強い関与が残ることとなっています。つまり、国の政策を実施する政策金融機関として、明確に位置付けられているということです。

私ども中小公庫の業務に関しては、融資業務について、重要な施策の目的に沿った事業に必要な設備資金・長期運転資金の貸付を引き続き実施していくほか、信用保険業務、証券化支援業務についても新公庫に引き継がれることとなっています。

いずれにしましても、統合まであと1年と数ヶ月。新公庫においても、中小公庫が担っている中小企業の皆様の育成・支援するという機能をきっちりと整備するとともに、統合により、ご利用いただく中小企業の皆様の利便性が向上するよう、しっかりと準備を進めて参ります。

③ コーポレート・ガバナンスを重視

経営方針の3つ目は、「コンプライアンスは勿論であるが、コーポレート・ガバナンスを重視する。特に決定プロセスの透明性と公明性を重視する」ということです。

政策金融機関として、コンプライアンスはもちろんのこと、業務の決定に至るプロセスの透明性を高めていきたいと考えています。例えば、融資にかかる可否判断について、そのプロセスをきっちりと残すなど、社会に対する説明責任を果たすことが重要だと考えています。

これからもお客さまの信頼に しっかりと応えます

1月の就任以来、多くの中小企業経営者の方々にお会いしましたが、そこで感じたのは、中小公庫に対する信頼が非常に高いということです。これは、やはり昭和28年に設立以来、金融危機の際の対応などを始め、役職員みんなが一所懸命やってきた成果だと思います。新公庫への移行を控え、「今後も従来のように融資を受けられるのか」といった心配の声も多く聞かれますが、設立以来の中小企業の皆様の成長発展をサポートするという中小公庫の役割は新公庫においても変わることなく、大きな柱の一つとして残ることが決まっています。今後も中小企業の皆様の信頼に、しっかりと応えて参る所存です。

総裁 安居 祥栄

日本政策金融公庫への移行について

平成20年10月に株式会社日本政策金融公庫へ移行します。 融資・証券化支援・信用保険の3つの業務は 新公庫へ引き継がれます。

中小公庫を含む政策金融 8 機関の改革については、経済財政諮問会議等で審議が重ねられ、平成 17 年 12 月 24 日、「行政改革の重要方針」において、政策金融の抜本的改革と平成 20 年度からの新体制への移行が閣議決定されました。これを受けて、平成 18 年 5 月 26 日に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（略称：「行政改革推進法」）」が成立し、中小公庫は国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫及び国際協力銀行（国際金融等業務）とともに、平成 20 年度において設立される新政策金融機関に統合することとなりました。そして、平成 19 年 5 月 18 日に「株式会社日本政策金融公庫法」が成立し、平成 20 年 10 月 1 日に、中小公庫は株式会社日本政策金融公庫（以下、「新公庫」という。）に移行することとなりました。

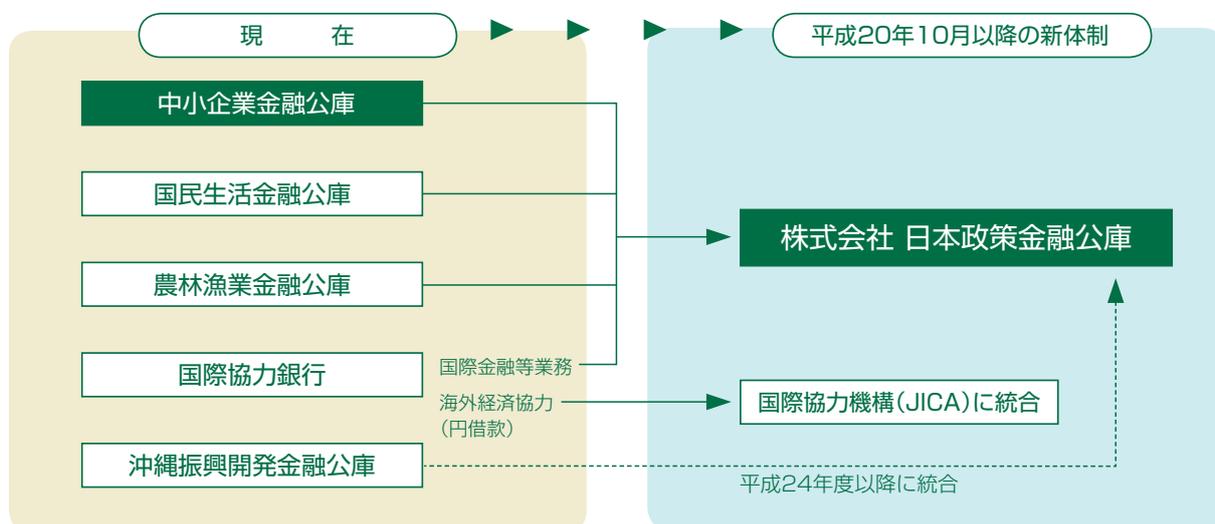
中小公庫の業務については、引き続き重要な施策の目的に従って行う融資業務、証券化支援業務、信用保険業務の3つの業務が新公庫に承継されます。

今後、利用者の皆さまの利便性の維持・向上が図れるよう、円滑な新公庫への移行に向けて、最善の努力を行います。また、移行後においても、地域との連携、民業補完の徹底を進めつつ、多様な手法による資金の供給と、中長期的視点から企業を見る目を活かしたコンサルティング機能を発揮していきます。そして、わが国経済の活力の源泉であり、地域経済を支える中小企業の皆様へのきめ細かな支援を実践し、中小企業政策金融の中核として引き続き積極的な役割を果たしていきます。



統合予定 4 機関の共通チラシ

日本政策金融公庫への移行のイメージ



株式会社日本政策金融公庫の概要

中小公庫の業務の承継

中小公庫の業務は、移行後も「融資業務」「証券化支援業務」「信用保険業務」の3本柱で取り組みます。

- ◆ 融資業務は長期資金の安定供給により民間金融を補完します。
- ◆ 証券化支援業務は証券化の手法を活用し、中小企業の皆様への無担保資金の円滑な供給を積極的に支援していきます。
- ◆ 信用保険業務は信用保証制度と一体となり、中小企業の皆様の事業資金の円滑な調達を支えます。

各機関の権利義務の承継

移行後は、各機関（中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫及び国際協力銀行（国際金融等業務））の一切の権利義務は新公庫が承継しますので、各機関のご融資等を利用されているかた及び各機関が発行した債券を所有されているかたの利益が不当に損なわれることはありません。

公共性の高い株式会社

- 政府が株式を常時全額保有し、予算の国会議決や決算の国会提出が必要であるなど、国の関与のもと政策金融を的確に実施します。
- 株式会社の形態をとり、透明性の高い効率的な事業運営を行います。

専門性の維持・強化

政策に精通した専門人材による融資の審査・実行について、幅広く対応できる体制を強化するとともに、職員の配置及び育成などの面で工夫を行い、専門性の維持・強化を図ります。

利用者の皆様の利便性の向上

- 各機関のノウハウの共有等により、政策金融手法の高度化といった共通の課題について連携した取り組みを行います。また、経営コンサルティング、ビジネスマッチングなど、従来の垣根を越えた幅広いサービスの提供に努めます。
- 国内金融業務について、主要な支店において新公庫のすべての金融サービスを提供し、また、全支店においてすべての分野の融資制度に関する情報提供体制を整備します。

平成19年度業務運営方針

中小企業政策金融の中核機関として、民間金融機関をはじめ地域諸機関との密接な連携のもと、引き続き、融資、証券化支援、信用保険の多様な手法を駆使し、民業補完の役割を果たしつつ、政策金融を積極的に展開することにより、地域経済を支える活力ある中小企業の皆様の成長支援とセーフティネット機能の確保に努めていきます。

業務運営に当たっては、「現場主義」を徹底し、ガバナンスを重視していきます。

また、平成20年10月の新政策金融機関移行に向けた体制整備を図っていきます。

1 3 業務の取組方針

(1) 融資業務

イ 新たな試みに果敢に挑戦する、また、業況悪化や再生に取り組むなど困難な状況にある中小企業の皆様に、当公庫は、中小企業政策に則って、円滑な資金供給等にお応えするとともに、地域経済の活性化に努めていきます。

ロ 民間金融機関をはじめ、中小企業再生支援協議会や商工団体等地域諸機関との連携のもと、民業補完の役割を積極的に果たしていきます。

ハ 当公庫の強みである審査力を発揮し、政策金融の専門家集団として、融資やコンサルティングを通じて中小企業の皆様の経営課題の解決を支援していきます。

(2) 証券化支援業務

中小企業の皆様の資金調達の多様化を図り、民間金融機関等から無担保資金の融資を円滑に受けることができるよう、証券化手法を活用した資本市場へのアクセス支援の取組みを一層推進していきます。

(3) 信用保険業務

利用者の利便性向上を図るため、制度改善に取り組むとともに、信用保証協会をはじめ関係機関との連携を強化していきます。

2 業務運営体制

(1) ガバナンスを重視した取組み

政策金融機関として適正な業務運営が確保されるよう、透明性の向上、公正性の確保、意思決定の迅速化及び適切な情報開示を図るとともに、顧客情報の保護を含めたコンプライアンス及びリスク管理態勢の強化に努めていきます。

(2) 新政策金融機関への移行に向けた体制整備

「株式会社日本政策金融公庫法案」が国会に提出され、平成20年10月に当公庫等の政策金融機関が1つに統合される予定です。機関統合に向け、店舗統合などにより、ご利用される中小企業の皆様の利便性向上を一層図るとともに、効率的な体制の整備に努めていきます。



平成19年度重点取組事項

1 融資業務

- (1) 新たな試みに果敢に挑戦する中小企業者の皆様の支援に取り組みます。
- (2) 再生や業況悪化への対応に取り組む等困難な状況にある中小企業者の皆様に対する支援の取組みを強化するとともに、セーフティネット機能を確保します。
- (3) 不動産担保や保証人に依存しない融資等、新たな融資制度の開発・推進に努めます。
- (4) カウベル効果による民間資金の誘導と民間金融機関との協調に努めます。
- (5) 民間金融機関をはじめ中小企業再生支援協議会や商工団体、各地大学、研究機関等の地域諸機関との連携を推進し、中小企業の皆様のニーズに対し、きめ細かく課題解決に向けた応援をします。
- (6) 審査能力の一層の向上を図るとともに、審査ノウハウを活かし、融資時や融資後における経営支援や再生支援等のためのコンサルティングの実施に努めます。

2 証券化支援業務

無担保資金供給の一層の拡充を図るため、中小企業者の皆様や地域金融機関等が利用しやすいスキーム改善に努めつつ、地域金融機関等への証券化支援業務に対する参加勧奨の取組みを推進します。

3 信用保険業務

- (1) 流動資産担保保険など不動産担保や保証人に依存しない信用保証制度を推進します。
- (2) 信用保証協会が行う再生・再挑戦支援に対し積極的にサポートします。
- (3) 民間金融機関の適切な信用保証制度の利用を促進し、中小企業者の皆様に対するきめ細かな経営支援や再生支援が行われるよう、信用保証協会と民間金融機関との責任共有制度の円滑な導入を図ります。
- (4) 信用保証協会をはじめ関係機関との連携のもと、引き続き、持続可能な運営基盤の確立に努めます。

4 広報

- (1) 広報チャンネルの多様化に努め、分かりやすい広報を積極的に推進します。
- (2) 中小企業の動向に関する調査、専門研究の成果を積極的に発信します。

5 国際化

- (1) 海外展開企業等に対する情報提供・コンサルティング等による支援を強化します。
- (2) APEC 域内中小金融機関との連携や ACSIC 加盟機関との連携強化を通じた国際協力の推進を図ります。

6 適正な業務執行に向けた態勢の整備

- (1) 内部けん制機能を確保し、顧客情報の保護を含めたコンプライアンス・リスク管理態勢を強化します。
- (2) ディスクロージャー等を活用した情報公開により積極的に取り組むとともに、外部有識者を活用した政策評価の取組みの更なる充実を図るなど、政策金融機関として適正かつ透明性の高い業務運営の整備に努めます。

7 業務の効率化・専門能力の向上

- (1) 業務の見直しによる合理化、効率化を推進します。
- (2) きめ細かな政策金融を的確に遂行するため、専門能力の向上を図るための、審査体制の充実に努めます。

8 新政策金融機関移行への体制整備の検討

新政策金融機関への移行に向けて、店舗統合等により、幅広いサービスの提供を行なうなどお客様の利便性の維持・向上と、管理部門の一元化等により、業務の合理化・効率化を図るべく、所要の体制整備の検討を行います。

〔平成19年度業務運営方針〕は、平成19年3月30日に当公庫ホームページで公表

中小公庫のプロフィール

中小公庫は、昭和 28 年 8 月、中小企業金融公庫法に基づき、全額政府出資により設立された政策金融機関です。中小公庫は、設立以来、わが国経済の活力の源泉であり、地域経済を支える中小企業の皆様の成長発展を支援するため、民間金融機関を補完して長期資金の安定的な供給を行ってきました。また、中小公庫法の改正により、平成 16 年 7 月 1 日から、従来の融資業務に加え、民間金融機関等が行う証券化を支援する業務に新たに取り組むとともに、旧中小企業総合事業団から信用保険業務を承継し、「融資」「証券化支援」「信用保険」の多様な機能を有する政策金融機関となっています。

業務内容

中小公庫の業務は、「融資業務」、「証券化支援業務」及び「信用保険業務」の 3 本の柱から構成されています。

融資業務

中小企業の皆様の事業の振興に必要な長期資金であって、民間金融機関が供給することが難しい資金を安定的に供給しています。

証券化支援業務

中小企業の皆様への無担保資金の供給の円滑化を図るため、民間金融機関等による証券化手法を活用した取組みを支援しています。

信用保険業務

中小企業の皆様の円滑な資金の調達を支援するため、信用保証協会が行う中小企業の皆様の借入等に係る債務の保証についての保険の引受け等を行っています。

わが国における中小企業の地位

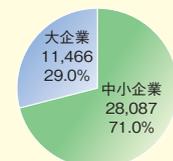
わが国では、全企業の 99% を中小企業が占め、全従業者の約 70% が中小企業に勤務するなど、中小企業はわが国経済の活力の源泉であり、地域経済を支える大きな存在です。また、新たな産業や商品・サービスの創出など、わが国経済活性化の原動力として、中小企業の皆様には大きな期待が寄せられています。

企業数割合 (単位 1,000 企業)



企業数 4,338 100%

従業者数割合 (単位 1,000 人)



従業者数 39,553 100%

(資料) 総務省「2004年事業所・企業統計調査」を中小企業庁が再編加工したものです。

✦ 中小企業金融公庫

融 資 業 務

- 中小企業者に対する貸付
- 中小企業者が発行する社債（新株予約権付）の取得
- 中小企業投資育成株式会社及び設備貸与機関に対する貸付
- 中小企業者に対する貸付債権・社債の証券化（証券化・自己型）

平成 18 年度事業実績

貸付額……………1兆289億円
（うち証券化・自己型 94億円）

平成 19 年度予算事業計画

貸付規模……………1兆3,559億円

証券化支援業務

- 民間金融機関等による証券化手法を活用した取組みの支援
 - 民間金融機関等の貸付債権等を譲り受け証券化する業務及び信託受益権等を取得する業務（買取型）
 - 民間金融機関等が自ら証券化する貸付債権等の部分保証、証券化商品の保証を行う業務（保証型）

平成 18 年度事業実績

買取型・貸付債権元本総額……………388億円
保証型・貸付債権元本総額^(注1)……………112億円

平成 19 年度予算事業計画

買取型・債権買取規模……………1,503億円
保証型・保証規模^(注2)……………840億円

信用保険業務

- 信用保証協会が行う中小企業者の借入等に係る債務の保証についての保険
- 信用保証協会に対する貸付
- 破綻金融機関等関連特別保険等業務
- 機械保険経過業務^(注3)

平成 18 年度事業実績

中小企業信用保険引受額……………13兆4,440億円
信用保証協会貸付額……………4,630億円
破綻金融機関等関連特別保険等引受額……………1億円

平成 19 年度予算事業計画

中小企業信用保険引受規模……………15兆1,252億円
信用保証協会貸付規模……………6,368億円
破綻金融機関等関連特別保険等引受規模……………660億円

(注1) 証券化支援業務・保証型の保証実績は、79億円（貸付債権元本総額112億円の7割保証）です。

(注2) 貸付債権元本総額1,200億円に対する7割保証を予定しています。

(注3) 機械類信用保険は、平成15年3月31日までに保険関係が成立していたものを除き、現在は既に成立している保険関係に係る保険金の支払い、回収金の収納等の業務（機械保険経過業務）を行っています。

勘定区分・資金管理

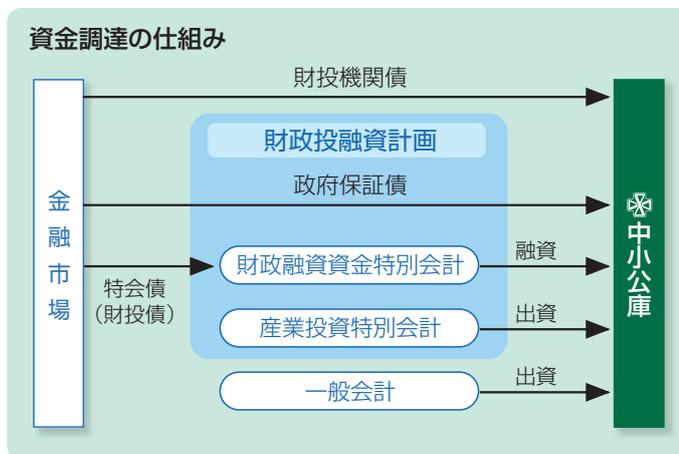
中小企業金融公庫法等において、業務ごとに勘定が設けられており、各勘定は経理上、資金上も明確に区分されています。



資金調達

中小公庫では、財政融資資金借入金、政府保証債、政府出資金等の多様な手段によって資金調達を行っています。

また、財投改革の趣旨に沿って、平成14年度からは、政府保証のない財投機関債の発行も行っています。



財投機関債の発行

平成18年度は1,500億円の財投機関債を発行しており、平成19年度は総額1,900億円の発行を予定しています。

財投機関債の格付

(平成19年7月31日現在)

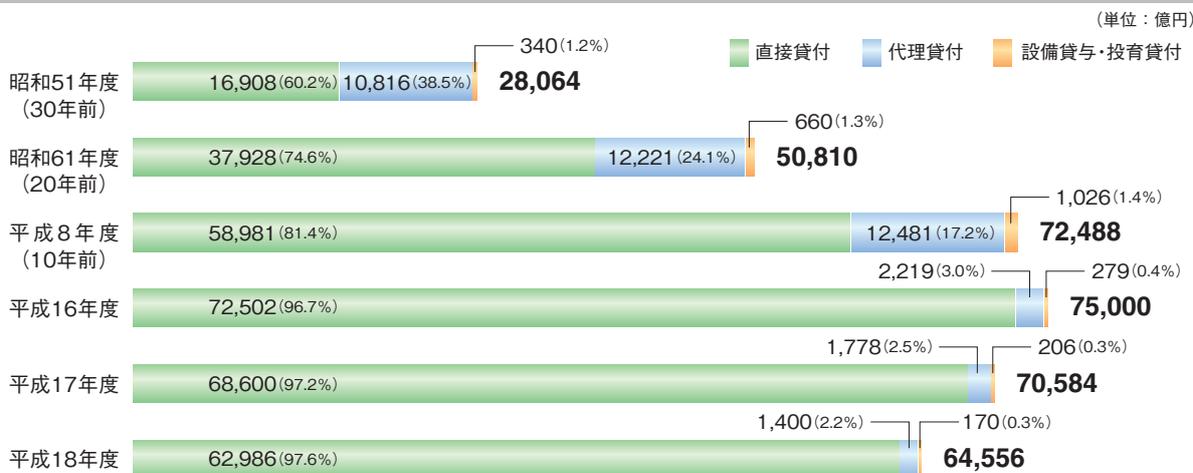
格付投資情報センター (R&I)	AAA
日本格付研究所 (JCR)	AAA
ムーディーズ	Aaa

IR サイト「投資家の皆様へ」 <http://www.jasme.go.jp/jpn/investor/index.html>

中小公庫では、IR活動の一環として、ホームページにIRサイト「投資家の皆様へ」を設けており、中小公庫をより一層ご理解いただくための情報を掲載し、随時更新しています。

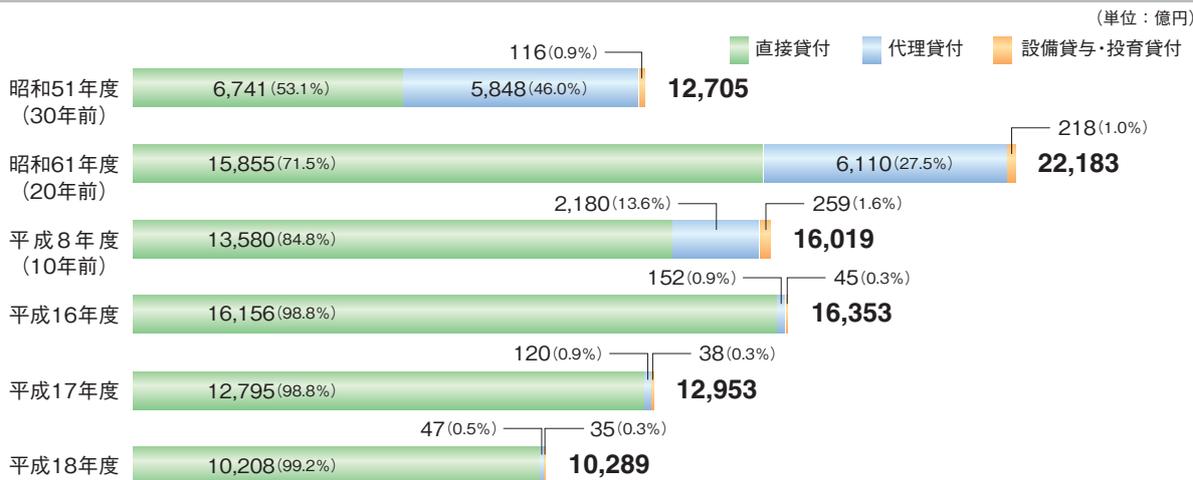
融資業務の状況

貸付残高



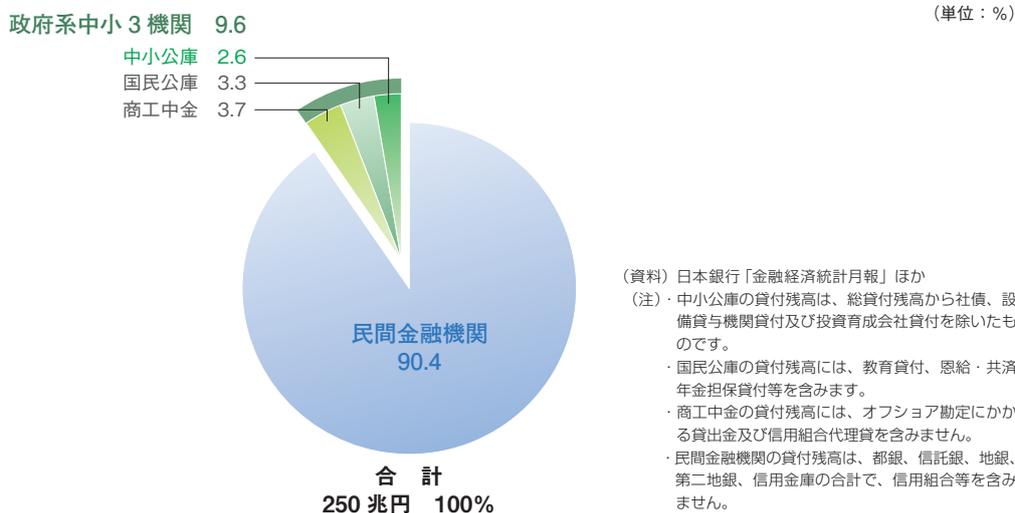
(注)・平成16年度以降の直接貸付残高には取得した社債の残高を含みます。
 ・直接貸付は、中小公庫の営業部店の窓口で直接お申込みいただく方法です。代理貸付は、民間金融機関を通じて中小公庫の資金をご利用いただく方法です。
 詳細はP68をご覧ください。

貸付額



(注) 平成16年度以降の直接貸付には取得した社債の引受額を含みます。

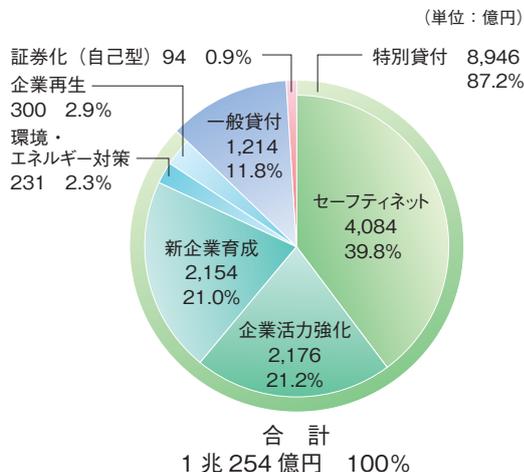
(参考) 中小企業向け貸付残高に占める中小公庫の割合 (平成18年度)



(資料) 日本銀行「金融経済統計月報」ほか
 (注)・中小公庫の貸付残高は、総貸付残高から社債、設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものです。
 ・国民公庫の貸付残高には、教育貸付、恩給・共済年金担保貸付等を含みます。
 ・商工中金の貸付残高には、オフショア勘定にかかる貸出金及び信用組合代理貸を含みません。
 ・民間金融機関の貸付残高は、都銀、信託銀、地銀、第二地銀、信用金庫の合計で、信用組合等を含みません。

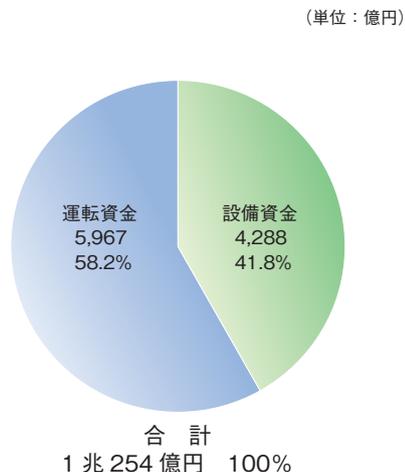
特別・一般貸付額等の内訳 (平成 18 年度)

(貸付には、社債を含みます。総貸付実績から設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です)



設備・運転資金別の貸付額 (平成 18 年度)

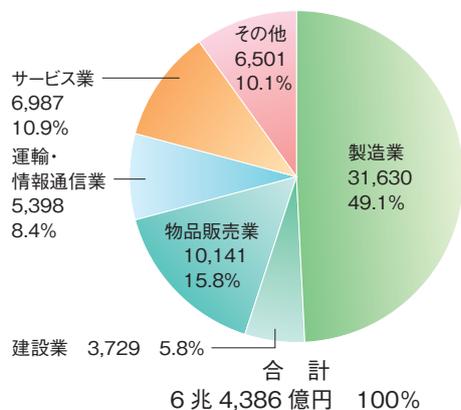
(貸付には、社債を含みます。総貸付実績から設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です)



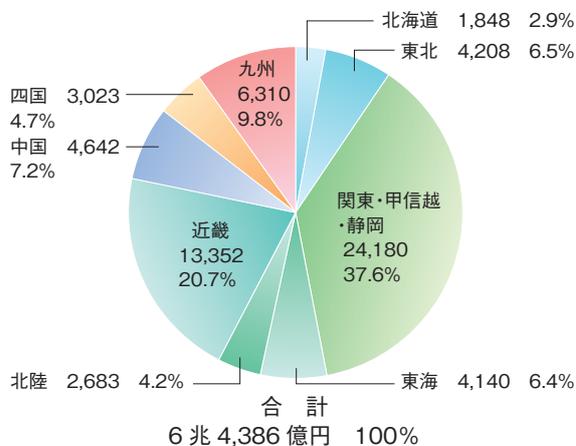
業種別・地域別の貸付残高 (平成 18 年度)

(貸付残高には、社債を含みます。総貸付残高から設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です)

業種別割合 (単位：億円)



地域別割合 (単位：億円)



貸付金額別の貸付割合 (平成 18 年度)

(件数構成比。貸付には、社債を含みます)

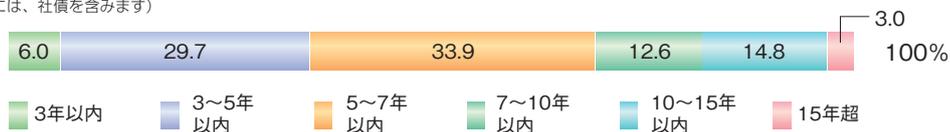
(単位：%)



貸付期間別の貸付割合 (平成 18 年度)

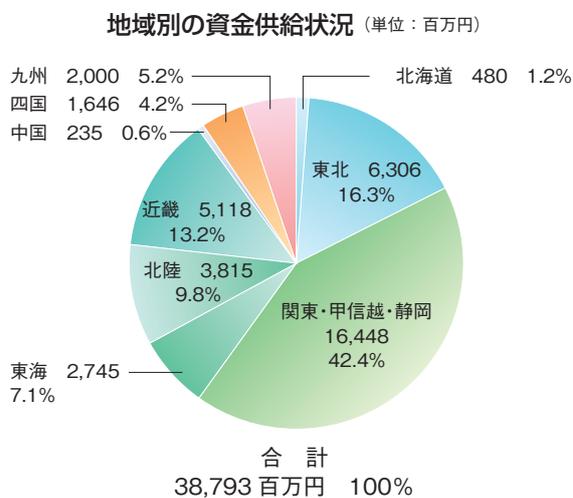
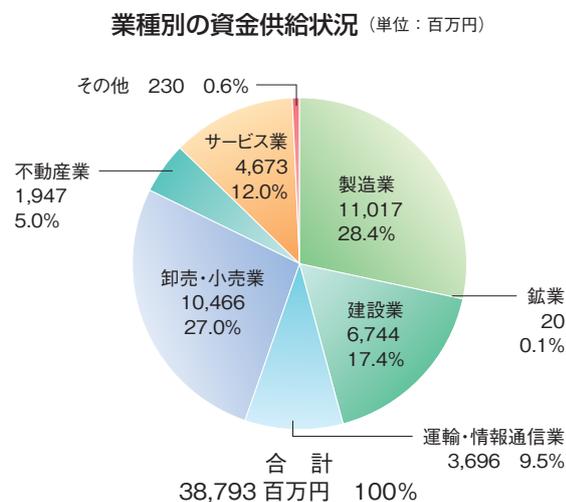
(金額構成比。貸付には、社債を含みます)

(単位：%)

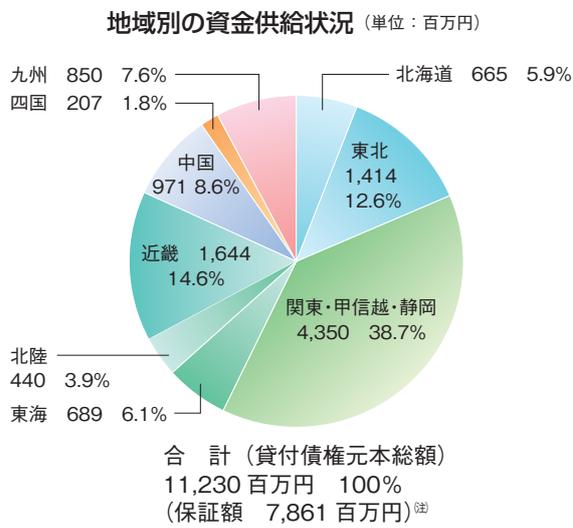
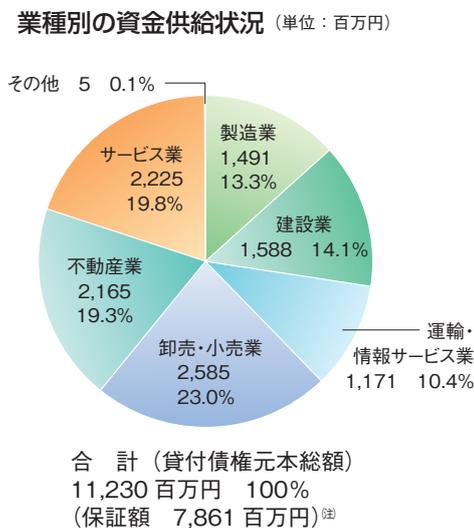


証券化支援業務の状況

証券化支援業務・買取型による中小企業への資金供給 (平成 18 年度)



証券化支援業務・保証型による中小企業への資金供給 (平成 18 年度)



(注) 保証割合は 70%

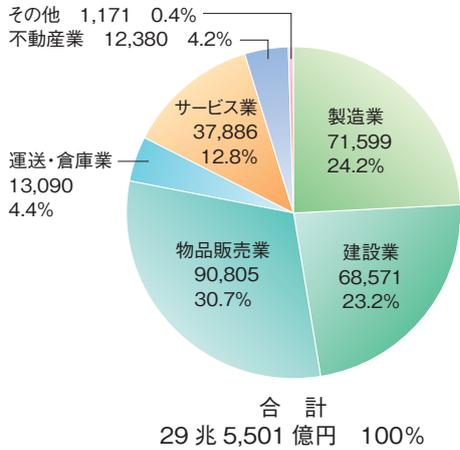
(注) 保証割合は 70%

信用保険業務の状況

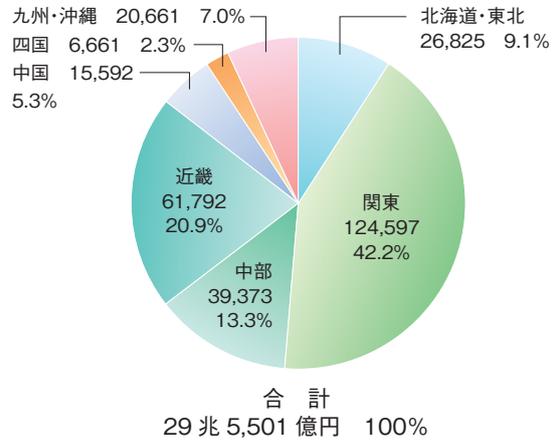
中小公庫の概要
中小公庫のプロフィール

中小企業信用保険 保険引受残高 (平成 18 年度)

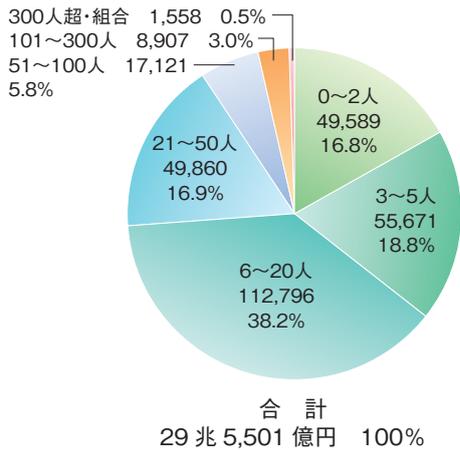
業種別の保険引受残高 (単位: 億円)



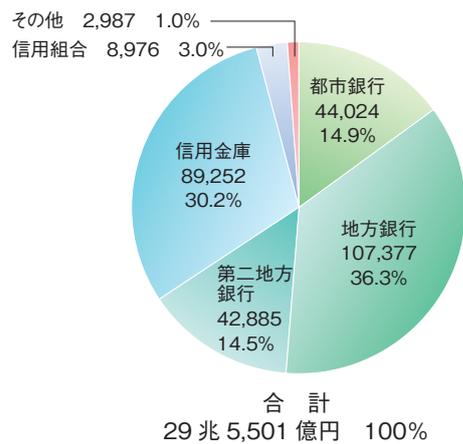
地域別の保険引受残高 (単位: 億円)



従業員規模別の保険引受残高 (単位: 億円)

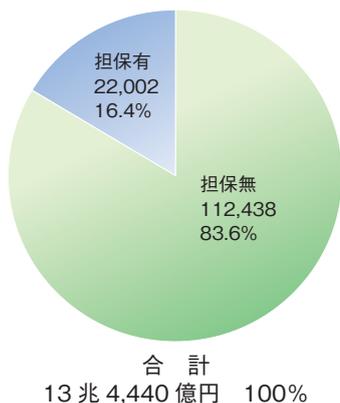


金融機関業態別の保険引受残高 (単位: 億円)

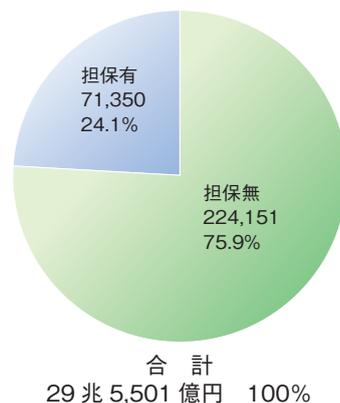


中小企業信用保険 担保有無別保険引受額及び保険引受残高 (平成 18 年度)

担保有無別の保険引受額 (単位: 億円)



担保有無別の保険引受残高 (単位: 億円)



(注)「担保無」は担保を求めしていない保証の保険引受、「担保有」が担保を求めしている保証の保険引受です。

中小公庫の役割と特色

融資業務	21
長期資金専門の金融機関／事業資金を安定供給／ 政策性の高い特別貸付を推進	
事例紹介	23
新事業／ものづくり／新連携／再生支援／ セーフティネット・災害復旧／担保・保証人特例	
地域金融機関との連携	31
400 を超える地域金融機関と協調融資、 証券化支援などで連携	
産学官連携	33
産学官連携の特徴	
企業成長における中小公庫の貢献	34
600 社を超える取引企業が株式を公開	
証券化支援業務	35
証券化手法を活用し、民間金融機関等による 無担保資金の円滑な供給を支援	
信用保険業務	37
信用保険制度の役割／中小企業の約 4 割が信用補完制度を利用／ 信用補完制度は国の経済政策において重要な施策として活用／ 持続可能な信用補完制度の確立に向けた取組み	
コンサルティング	41
フェース・ツー・フェースで経営課題の解決を支援／ コンサルティングサービス	
国際化への対応	45
中小企業の国際化支援／国際化対応へのコンサルティング／ 海外情報の発信／アセアン地域におけるサポート／ 中国・インドにおけるサポート／国際協力	
総合研究所	49
総合研究所の役割と特色／経済調査／ 産業・地域調査／金融調査／ 研究成果発表（シンポジウム）	
刊行物	53

融資業務

長期資金の安定供給により 民間金融を質と量で補完しています。

長期資金専門の金融機関

中小企業が円滑に成長発展していくには、適時的確な設備投資の実施と継続的な財務体質の強化が必要であり、このため長期資金の安定的な調達が不可欠です。

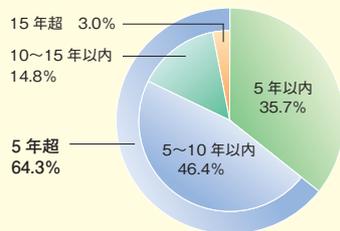
しかし、中小企業は、資本市場からの資金調達が困難であるなど、一般的に大企業と比較して資金調達の手段が限られています。また、民間金融機関の貸出も融資期間1年以内の短期資金が中心であり、中小企

業に対する長期資金の供給は十分ではありません。

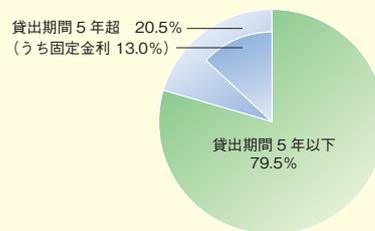
中小公庫では、民間金融機関が融資しがたい長期資金を専門に取り扱っており、融資の約3分の2が期間5年超の長期資金で、すべて償還計画が立てやすい固定金利となっています。

中小公庫は、民間金融機関の対応が困難な部分を補完し、わが国経済にとって重要な役割を担う中小企業の皆様の長期資金ニーズに応えています。

貸付期間別貸付状況 (金額構成比 平成18年度)



(参考) 民間金融機関の長期貸出の内訳 (社数比)



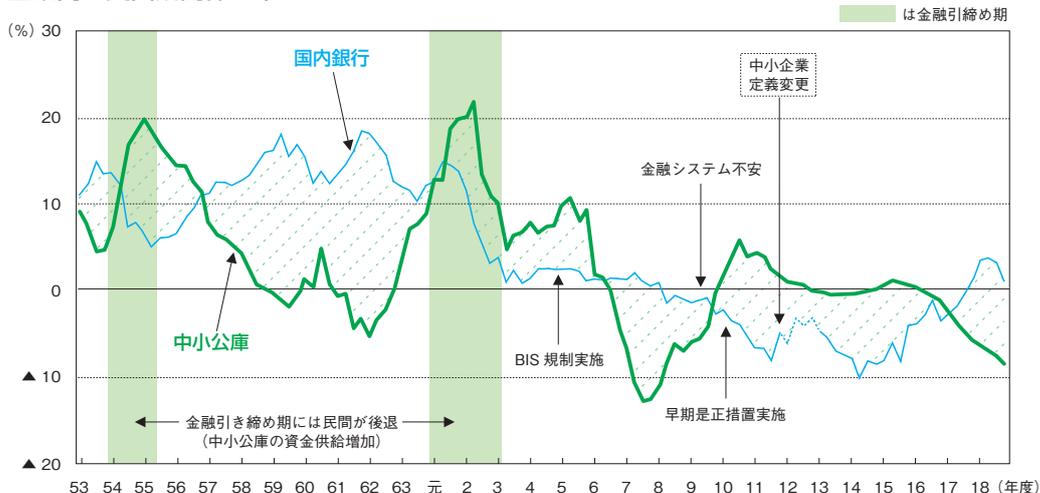
(資料) 中小公庫「中小企業動向調査」(平成19年3月)

事業資金を安定供給

中小公庫の融資の伸びは、金融引き締め期や民間金融機関がリスクをとりにくい時期(バブル崩壊後の金融調整期や貸し渋り発生期)には高く、逆に金融緩和期には低下しています。

中小公庫は、景気などの影響から融資姿勢の変動を余儀なくされる民間金融機関の活動を補完するという見地から、中小企業の皆様に事業資金を安定的に供給しています。

中小企業向け貸出残高伸び率 (対前年同期比)



(資料) 日本銀行「金融経済統計月報」

(注) 国内銀行は中小企業向けの事業資金貸出残高で、銀行勘定のみ。また、平成5年度以降は当座貸越を含むベースで算出しています。
平成2年以降は第二地銀(旧相互銀行)を含みます。
国内銀行については、平成8年9月以前は全国銀行ベースで算出しています。
平成12年4月に中小企業の定義が変更されたため、平成12年6月～平成13年3月の国内銀行の伸び率は、新基準と旧基準の比率等をもとに中小公庫において試算しています。

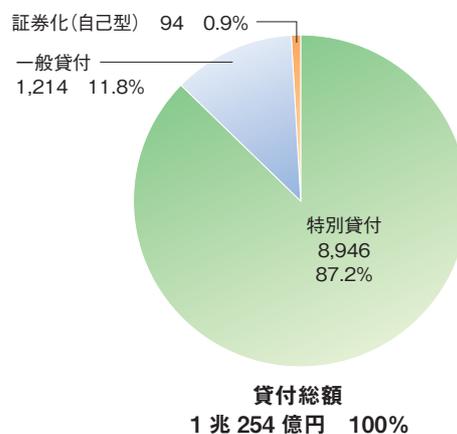
時代の要請に応じて 政策性の高い特別貸付の推進に取り組んでいます。

政策性の高い特別貸付を推進

特別貸付は、ベンチャー、事業再生、セーフティネットなどの分野や、地域経済の活性化、環境対策、雇用確保に貢献する設備投資の喚起など、民間金融機関だけでは十分に対応できない分野に対し、資金を供給して政策誘導を行うために設けられているものです。

中小公庫は、政策金融機関として特別貸付に積極的に取り組んでおり、全貸付に占める特別貸付の割合は87%にのぼっています。

平成 18 年度特別貸付割合 (単位: 億円)



■ 経済・社会の動きと中小公庫が果たした役割

経済・社会の動き	中小公庫の果たした役割 ~特別貸付の実績 (注)~
1960~ 昭和 39 (1964) 年 オリンピック東京大会開催	輸出製造業向け貸付……………77 億円(昭和 39 年度)
1970~ 昭和 45 (1970) 年 万国博覧会、大阪で開幕	近代化促進貸付……………355 億円(昭和 45 年度)
1980~ 昭和 60 (1985) 年 プラザ合意~急激な円高が進行 平成元 (1989) 年 消費税導入	国際経済調整対策等特別貸付…1,862 億円(昭和 61 年度) 消費税導入円滑化貸付……………3,325 億円(平成元年度)
1990~ 平成 7 (1995) 年 阪神・淡路大震災、大災害をもたらす 平成 9 (1997) 年 北海道拓殖銀行、山一証券破綻	災害復旧貸付……………1,071 億円(平成 7 年度) 金融環境変化対応特別貸付…3,369 億円(平成 10 年度)
2000~ 平成 15 (2003) 年 足利銀行が一時国有化 平成 17 (2005) 年 ペイオフ全面解禁 平成 18 (2006) 年 ゼロ金利政策の解除	セーフティネット貸付……………9,052 億円(平成 14 年度) IT 活用促進資金……………1,593 億円(平成 16 年度) 地域雇用促進資金……………2,151 億円(平成 17 年度) 新事業活動促進資金……………1,882 億円(平成 18 年度)

(注) 貸付制度名は、取扱い終了時または平成 19 年 3 月 31 日現在のものです。

新事業

ベンチャービジネスなど、新たな事業への取組みを積極的に支援しています。

新事業育成資金の融資実績

ベンチャー企業など、高い成長性が見込まれる新事業に取り組む中小企業の皆様を支援する「新事業育成資金」の平成18年度融資実績は、社数・金額とも過去最高となり、制度創設以降（平成12年2月）の累計実績は、2,420社・1,153億円に上っています。

年 度	17年度		18年度	
融資社数・金額	538社	225億円	568社	266億円
(うち知財)	148社	63億円	245社	119億円

このように増加したのは、平成17年度から特許権・実用新案権など、他の企業において活用されていない知的財産権を活用した、新事業への取組みを支援する融資制度の取扱いを開始したことがあげられます。

知的財産権を活用した新事業を支援



中小公庫福井支店は、特許技術を活用して新事業に取り組む福井市所在の株式会社秀峰に対して、「新事業育成資金」を適用し、設備資金及び運転資金の融資を実施しました。

同社は、曲面・球面など立体物への特殊印刷加工に独自の優れた特許技術を有しており、眼鏡フレームへのカラー印刷などを手掛けていますが、新たな取組みとして、この技術を活用し、携帯電話の筐体への印刷加工に進出することを

計画しました。同社の有する特許技術は、曲面体への一般的な加飾技術に比べ、より低いコストで繊細な図柄の装飾を可能とし、携帯電話という新たな受注分野における活用が期待されました。

中小公庫は、他の企業において活用されていない知的財産権を活用した新事業として、事業の新規性・成長性が見込まれると判断し、事業の展開に必要な資金を融資しました。

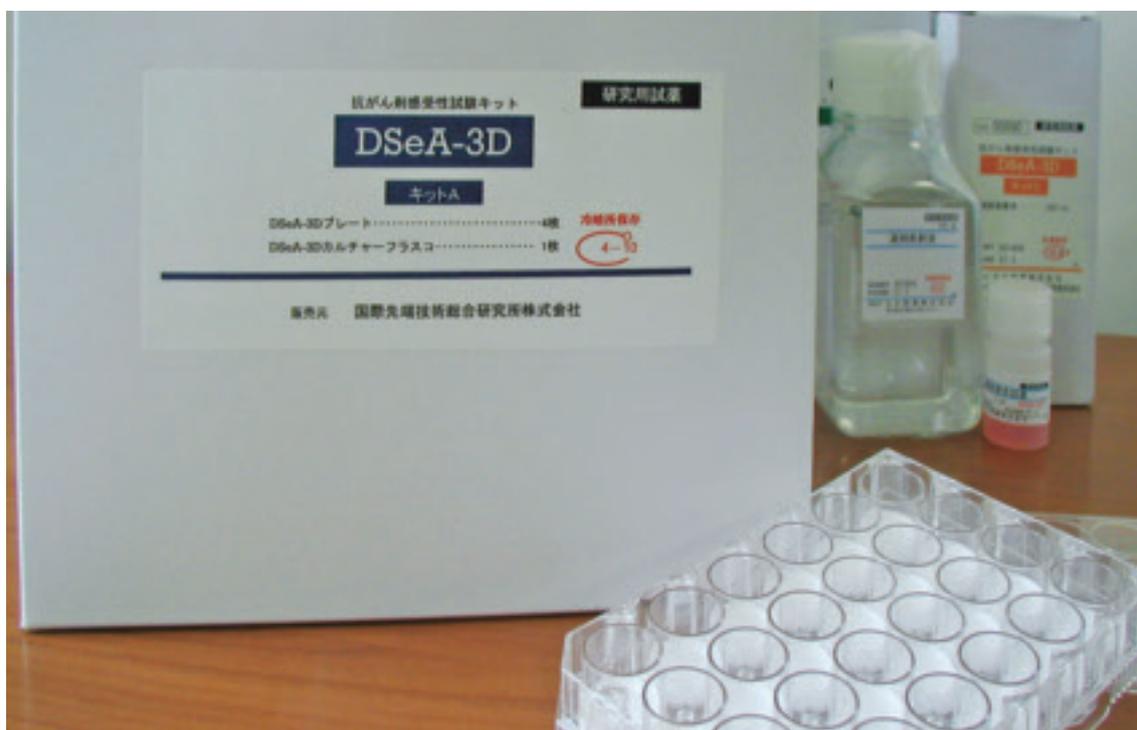
新株予約権を活用した無担保資金供給実績

「新事業育成資金」には、担保力の乏しいベンチャー企業などを対象として、企業が新たに発行する新株予約権を中小公庫が取得することにより無担保資金を供給する制度（新たに発行される普通社債の取得または融資のいずれかによる）があります。

なお、中小公庫は、取得した新株予約権を行使せず、原則として株式の時価が行使価格の2倍以上となった場合（2倍基準）に経営者のかたなどを買戻して頂いておりますが、平成19年4月に制度の拡充を行い、株式公開時に買戻して頂く仕組み（株式公開基準）も新たに導入し、無担保資金の供給に対する取組みを強化しています。

累計実績（平成12年2月～19年3月）	
融資社数	123社
金額	36億円

新株予約権を活用した無担保融資でベンチャー企業を支援



中小公庫営業第一部は、数年後に株式公開を目指すベンチャー企業である国際先端技術総合研究所株式会社に対し、「新事業育成資金」を適用するとともに、同社が発行する新株予約権を中小公庫が取得することにより、無担保での資金供給を実施しました。

本件については、より幅広く新株予約権付融資を実施するために制度拡充（平成19年4月）を行った株式公開基準で新株予約権を買戻す仕組みを活用しています。

同社は平成17年9月に設立した東京都千代田区所在の新設企業で、抗がん剤の感受性検査キットの開発・販売を行っています。設立後間もない企業ですが、同社の商品は競合品に比べ検査方法が簡便で、更に抗がん剤の投与効果を一層高めることも可能にし、市場での優位性が認められることから、本融資を実施したものです。

中小公庫は、新たな試みに果敢に挑戦する中小企業の皆様を積極的に支援していきます。

ものづくり

日本のものづくりを支える中小企業の基盤技術の高度化を積極的に支援しています。

ものづくり高度化支援融資の実績

中小公庫では、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」（「中小ものづくり高度化法^(注)」）の施行と同時に、平成18年6月から「ものづくり高度化支援融資」（制度名：企業活力強化資金〈ものづくり関連〉）の取扱いを開始しています。この融資制度は、同法に基づき経済産業大臣から「特定研究開発等計画」の認定を受けた中小企業の皆様に支援するものです。

年 度	18年度
融資社数	70社
金 額	14億円

(注)「中小ものづくり高度化法」は、製造業の国際競争力の強化及び新たな産業の創出のため、優れた基盤技術を有する中小企業者に対し、研究開発等を支援することを目的としています。同法においては、鋳造、鍛造、めっき、金属プレス加工、金型等19分野の特定ものづくり基盤技術ごとに策定された特定ものづくり基盤技術高度化指針に基づいて、中小企業者が「特定研究開発等計画」を作成し、経済産業大臣の認定を受けることが必要となります。

優れたものづくり基盤技術を持つ中小企業の研究開発等を支援



中小公庫熱田支店は、平成18年8月、名古屋市の金型製造業者である池上精工株式会社に対し、「ものづくり高度化支援融資」を全国で初めて適用し、機械など自社開発を行うための設備資金の融資を実施しました。

本件は、金型切削時間や仕上げ時間の短縮を図るため、自社製作の卓上金型加工機及び工具や治具の開発を行うという「特定研究開発等計

画」について、経済産業大臣から認定を受けたものです。

中小公庫は、ものづくりを支える中小企業が、わが国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出にとって必要不可欠な存在であることに鑑み、今後とも本制度を活用し、ものづくり基盤技術の高度化に取り組む中小企業の皆様に積極的に支援していきます。

新 連 携

経営革新や異分野の中小企業が連携して行う 新事業分野の開拓を支援しています。

「新連携計画」認定への関与及び融資実績

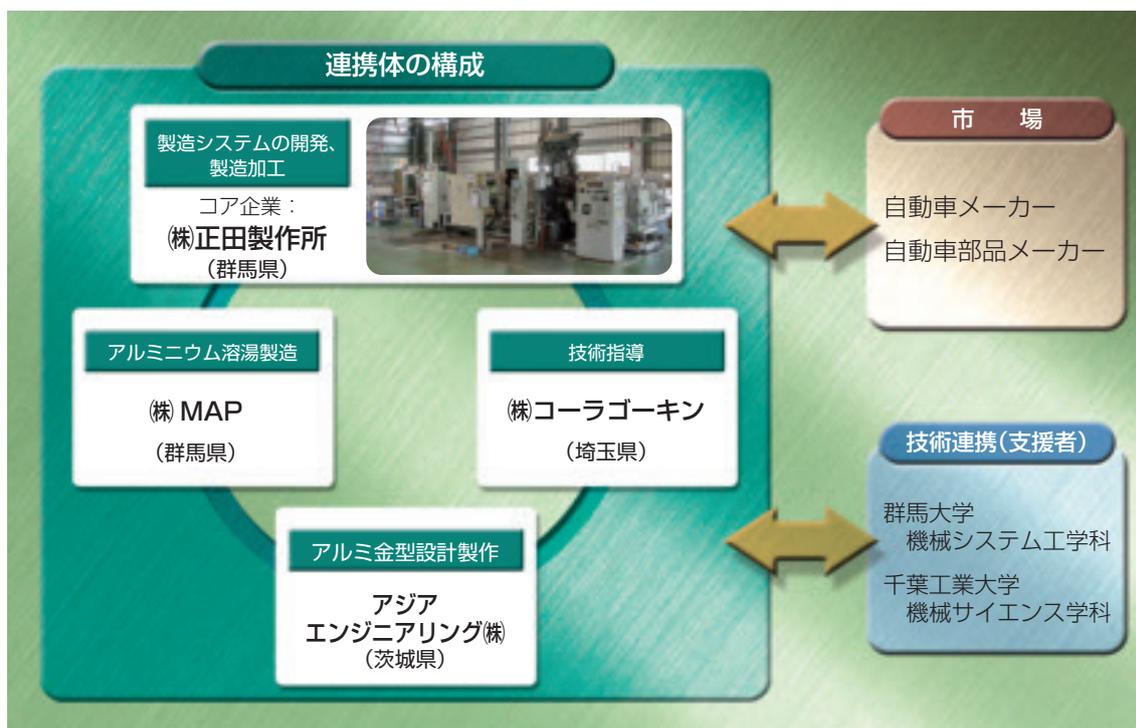
中小公庫は、中小企業者による「新連携^(注)計画」の認定申請に際し、事業計画策定支援などのコンサルティングを行うほか、独自の産学官連携スキームを活用した「新連携・産学官セミナー」を主催し、技術ニーズ等に関する個別相談会を実施するなど、中小企業の皆様の「新連携」への取組みを積極的に後押ししています。

年 度	18年度
融資社数	62社
金 額	14億円

中小公庫は、平成18年度に全国の経済産業局が認定した「新連携計画」154件のうち、46%にあたる71件に関与しました。

(注) 新連携とは、異分野の中小企業等がお互いの経営資源を有効に組み合わせて行う新事業活動で、「新連携計画」を作成し経済産業局の認定を受けることが必要となります。

新連携により新たな事業に挑む中小企業を積極的に支援



中小公庫前橋支店は、平成17年4月に施行された中小企業新事業活動促進法に基づく「新事業活動促進資金（新連携関連）」を群馬県桐生市の自動車部品製造業者である株式会社正田製作所に適用し、設備資金の融資を実施しました。

同社は、アルミ自動車部品の製造において、異業種の中小企業3社と連携した「新連携計画」のコア（中核）企業として、関東経済産業局から認定を受けました。

本計画は、アルミ自動車部品の各製造工程において、高い技術力を持つ企業同士が連携を図り、より強度の高いアルミ鋳造品を低コストで生産するシステムの開発を行うもので、コア企業である同社は、生産ラインの確立などのため、設備資金が必要となっていました。

中小公庫は、企業連携による新事業分野の開拓や経営革新などに挑む中小企業の皆様を今後とも積極的に支援していきます。

再生支援

中小企業の再生に向けた取組みを積極的に支援しています。

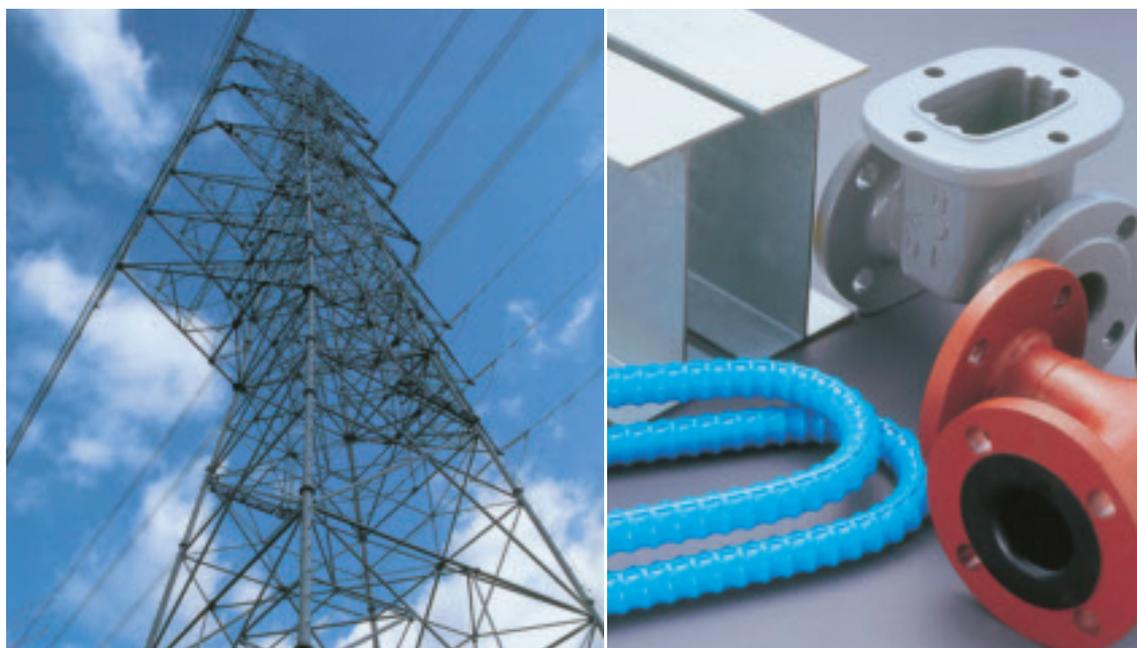
企業再生貸付の融資実績

中小公庫は、事業の再生や経営再建に取り組む中小企業の皆様を支援する特別貸付「企業再生貸付」に積極的に取り組んでおり、平成18年度の融資実績は508社、300億円と、社数ベースで過去最高となりました。

企業再生貸付の融資社数推移

年 度	16年度	17年度	18年度
融資社数	409社	492社	508社
前年度比	111%	120%	103%

DIP ファイナンスにより、地元老舗企業の事業再生を支援



中小公庫大阪支店は、民事再生法に基づき再生に取り組んでいる大阪市の安治川鉄工株式会社に対し、DIPファイナンス^(注1)を実施しました。

金属表面処理及び鉄塔製造業者である同社は、電力会社の設備投資抑制等の影響で、市場規模の縮小や業界内での過当競争に直面し、平成16年3月に民事再生手続き開始の申立てを行い、民事再生計画に基づき再生を図っていました。

中小公庫では、融資部門と高度審査班^(注2)が連携して審査を行い、目利き能力を活かして同

社の再生可能性を見極めた結果、長期資金の導入が同社の再生を加速させると判断し、長期のDIPファイナンスを実施しました。

中小公庫は、再生計画認可決定後の中小企業（レイターDIP）だけでなく、平成19年4月には、再生計画認可決定前の中小企業者（アーリーDIP）も貸付対象に加えており、今後とも再生可能性のある企業に対して、積極的な取組みを行う方針です。

(注1) DIPファイナンスとは、米国において連邦破産法第11条手続に入った企業（DIP: Debtor In Possession(占有継続債務者)）に対する融資のことを指しますが、わが国においては、一般的に法的再生手続中の企業に対する融資を指します。

(注2) 中小公庫では、高度な目利き能力が必要な場合について、専門に対応する高度審査班を設置しています。高度審査班は、事業再生、新事業、大型プロジェクト投資等、事業見通しの立てにくいケースの調査などを行っています。

公的再生支援機関との連携実績

(平成19年3月末現在の累計実績)

○全国の中小企業再生支援協議会が平成19年3月末までに再生計画策定支援を完了した1,379社のうち、中小公庫は約3分の1にあたる438社の支援に関与しました。

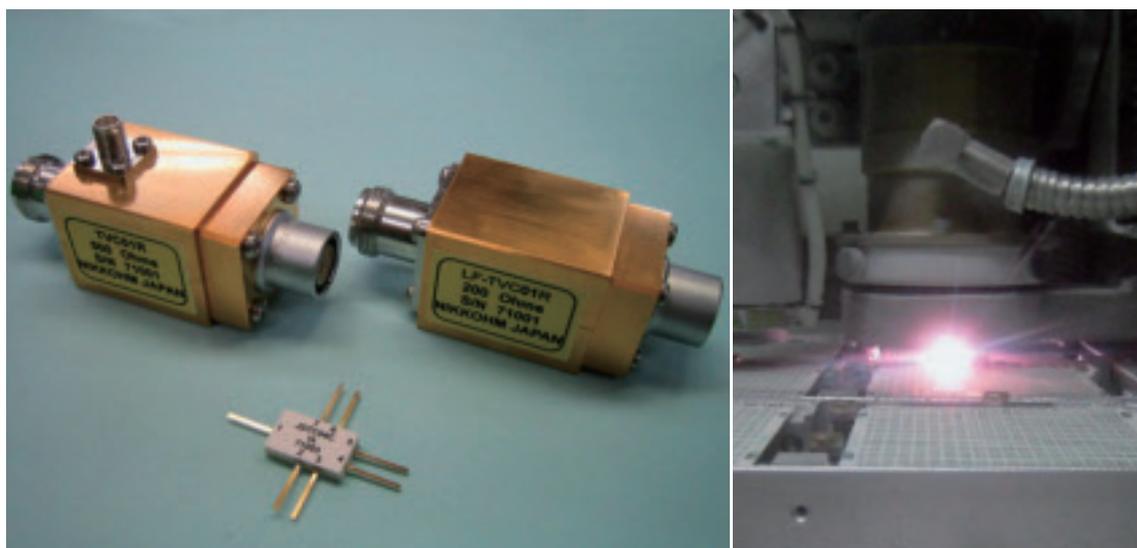
中小企業再生支援協議会の再生計画策定完了案件数	中小公庫が支援に関与した案件数	うち融資による支援
1,379件	438社(32%)	155社

○公的再生支援機関の関与のもとで作成された再生計画の中で、中小公庫の債権放棄が求められたケースにおいて、再生計画の公平性、経済合理性、実現可能性などを見極めたうえで、累計56社に債権放棄(別会社に元の会社の営業権等を譲渡したうえで、元の会社を特別精算(残債権を償却)する実質的な債権放棄を含む)を実施しました。

○公的再生支援機関の支援関与案件のうち、これまで12社についてDDS^(注)による支援を実施しました。

(注) DDSとは、Debt-Debt-Swapの略で、返済順位を他の債権に比べて劣後させることをいいます。

自力再建に取り組む中小企業を中長期的視点でサポート



中小公庫青森支店は、青森県三沢市の電子部品製造業者であるニッコム株式会社に対して、平成16年9月、企業再生融資を実施しました。

当時、同社は大口受注先の海外移転や市場の縮小などにより、苦境に立たされていたことから、青森県中小企業再生支援協議会の支援のもと、資産圧縮などによる再生計画を策定しました。

中小公庫は、同社の再生計画に対する取り組み姿勢や、従来から有している高い技術力を評価し、再生計画中の資金繰りを支援するため、地元金

融機関と協調融資を行いました。

その後も、中小公庫は経営アドバイスや生産効率化のために必要な設備資金の融資を行うなど支援を継続。同社は再生計画を着実に実施するとともに、OEMや海外との取引拡大、新製品の投入などにより受注拡大を図るなどして、業績改善を果たしました。

改善には長期を要する企業再生ですが、中小公庫は企業再生に取り組む中小企業の皆様を中長期的な視点で支援しています。

セーフティネット・災害復旧

「中小企業の皆様のセーフティネット」としての役割を果たしています。

セーフティネット貸付の実績

(平成 18 年度)

セーフティネット貸付	4,084 億円
経営環境変化対応資金	2,999 億円
金融環境変化対応資金	1,078 億円
取引企業倒産対応資金	7 億円

最近 10 年間の災害復旧貸付の累計実績

(平成 9 年度～ 18 年度)

154 億円

(注) 貸付制度名は、平成 19 年 4 月 1 日現在のものです。

現在開設中の特別相談窓口

(平成 19 年 7 月 17 日現在)

貸し渋り・貸し剥がし特別相談窓口	1 窓口
大規模災害関連窓口	12 窓口
民間金融機関経営破綻関連窓口	1 窓口
その他	11 窓口
合計	25 窓口

特別相談窓口を機動的に開設し、 きめ細やかに対応



中小公庫は、大規模災害、金融環境の激変などが発生した際には、関連地域に「特別相談窓口」を機動的に開設し、迅速な融資手続きや既往債務の返済猶予などについて、実情に応じたきめ細やかな対応に努めております。

平成 16 年 10 月の新潟県中越地震発生に際しては、中小公庫新潟支店に特別相談窓口を設置し、被災した新潟県長岡市の老舗温泉旅館、株式会社蓬平観光ホテル和泉屋^{よもぎひら}に対し、北越銀行と連携して総額 5 億円の協調融資を実施するなど、

最近の主な特別相談窓口

開設年月	窓口名(現在開設中のもの)
平成 14 年 11 月	「貸し渋り・貸し剥がし特別相談窓口」
平成 17 年 9 月	「原油価格上昇に関する特別相談窓口」
平成 18 年 12 月	「ノロウイルス風評被害関連特別相談窓口」
平成 19 年 3 月	「能登半島沖地震災害に関する特別相談窓口」
平成 19 年 7 月	「平成 19 年 7 月梅雨前線の大雨に伴う災害に関する特別相談窓口」
平成 19 年 7 月	「平成 19 年新潟県中越沖地震災害に関する特別相談窓口」



復興に向けた支援を行いました。

その後、蓬平観光ホテル和泉屋は、平成 17 年 8 月に営業を再開するに至りました。

中小公庫は、「セーフティネット貸付」「災害復旧貸付」を活用し、中小企業の皆様のセーフティネットとしての役割発揮に努めています。

担保・保証人特例

不動産担保や保証人に過度に依存しない融資に取り組んでいます。

担保特例・保証人特例制度

中小公庫では、大部分の特別貸付で「無担保特例」及び「担保不足特例」を導入しています。また、すべての直接貸付で「保証人免除特例」を、平成19年4月からは直接貸付のうち新企業育成貸付で「保証人猶予特例」も導入しており、中小企業の皆様の幅広い資金ニーズに対応できる体制を整えています。

(各特例制度の詳細はP72をご覧ください。)

担保特例・保証人特例制度利用実績

(平成18年度)

担保特例	1,284 億円
無担保特例	108 億円
担保不足特例	1,176 億円
保証人特例	69 億円

(注) 直接貸付のみの取扱いとなります。

在庫を担保とした融資で、中小企業の円滑な資金調達を支援



中小公庫福岡支店は、福岡県八女市の清酒・焼酎製造業者である株式会社喜多屋に対し、焼酎の在庫を担保とした融資を実施しました。

本件は、同社が築き上げた清酒・焼酎製造業者としての事業基盤等に加え、在庫管理を含めた適切な内部管理体制を評価し、在庫を担保とする融資の実施に至ったものです。

在庫担保融資は、平成17年10月に「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」が施行され、新たに動産譲渡登

記制度が創設されたことを受け、取扱いを開始しています。

中小公庫では、従来から機械装置・船舶等を担保評価するとともに、担保特例制度や保証人特例制度を活用し、中小企業の皆様の円滑な資金調達を支援してきましたが、今後とも不動産担保や保証人に過度に依存しない融資の定着に向けた政策誘導機能を発揮していきます。

地域金融機関との連携

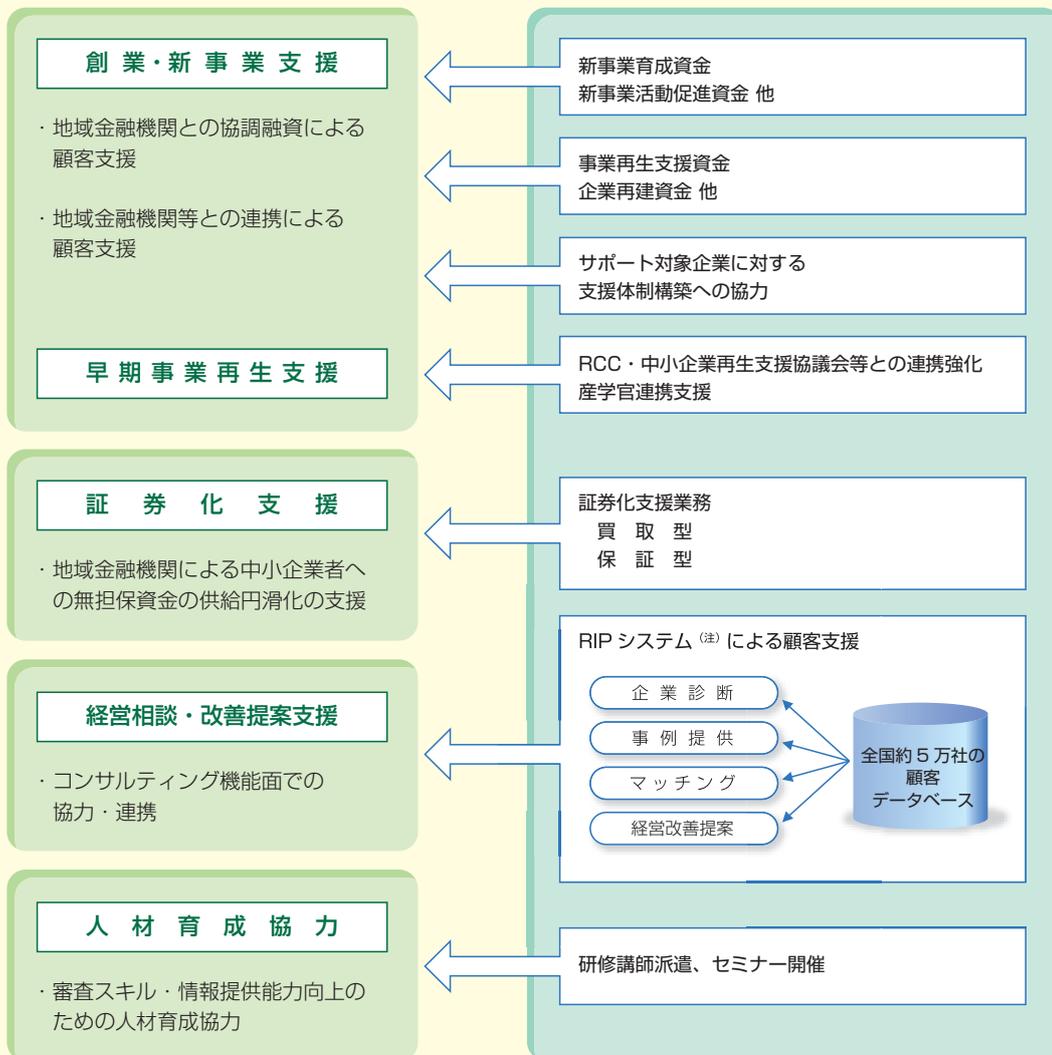
地域金融機関との連携を通じ、
中小企業金融の円滑化に取り組んでいます。

400 を超える地域金融機関と協調融資、証券化支援などで連携

中小公庫は、融資・証券化支援・信用保険の多様な機能と長年にわたり培った審査力、全国約5万社の顧客データベースに基づく豊富な情報を活かし、「創業・新事業支援」「早期事業再生支援」「証券化支援」「経営相談・改善提案支援」「人材育成協力」

の分野で地域金融機関が行う地域密着型金融の一層の推進を支援しています。平成15年4月以降に具体的な連携を行った地域金融機関は、地域金融機関総数の約8割にあたる458行におよんでいます（平成19年3月31日現在）。

連携可能な分野と連携の具体的内容



(注) RIPシステムについてはP41をご覧ください。

地域金融機関との連携実績

地域金融機関との具体的な連携内容 (平成15年4月～平成19年3月) (単位: 機関、件)

	地域金融機関数 ^(注)	連携実施金融機関数	連携実施割合	連携内容 (延べ実施件数)		
				貸付相談	情報支援	講師派遣協力等
地銀・第二地銀	108	108	100%	5,844	625	1,066
信用金庫	289	275	95%	2,541	445	1,930
信用組合	168	75	45%	166	18	126
合計	565	458	81%	8,551	1,088	3,122

(注) 沖縄県の金融機関を除き、埼玉りそな銀行を含みます。

業務提携・協力に関する覚書締結状況
(平成15年4月～平成19年3月) (単位: 機関)

地銀・第二地銀	103
信用金庫	231
信用組合	28
合計	362

証券化支援での連携状況
(平成16年7月～平成19年3月) (単位: 機関)

地銀・第二地銀	42
信用金庫	62
信用組合	7
合計	111

(注) 証券化支援での連携金融機関数は、証券化支援(買取型・保証型)への参加地域金融機関の延べ数です。

県内8信用金庫等とビジネス交流会を開催し、顧客支援の連携体制を構築



中小公庫岡山支店では、県内の8信用金庫のほか関連諸機関の協力も得て、各機関の取引先企業のビジネスマッチングを行う「しんきん合同ビジネス交流会」を開催しています。

同会では経営セミナーとマッチングを実施し、マッチングでは参加企業の特色などを記載した名簿作成のほか、個別商談とフリー商談の時間

を設け、活発な商談機会を中小企業の皆様に提供しています。

中小公庫は、協調融資だけでなく、このようなビジネスマッチングにおける連携体制の構築など、地元金融機関が取り組む地域密着型金融の一層の推進に積極的に協力し、地域経済の活性化を支援しています。

産学官連携

全国の大学や研究機関との連携ネットワークを活用し、
中小企業の皆様の産学官連携を積極的にサポートしています。

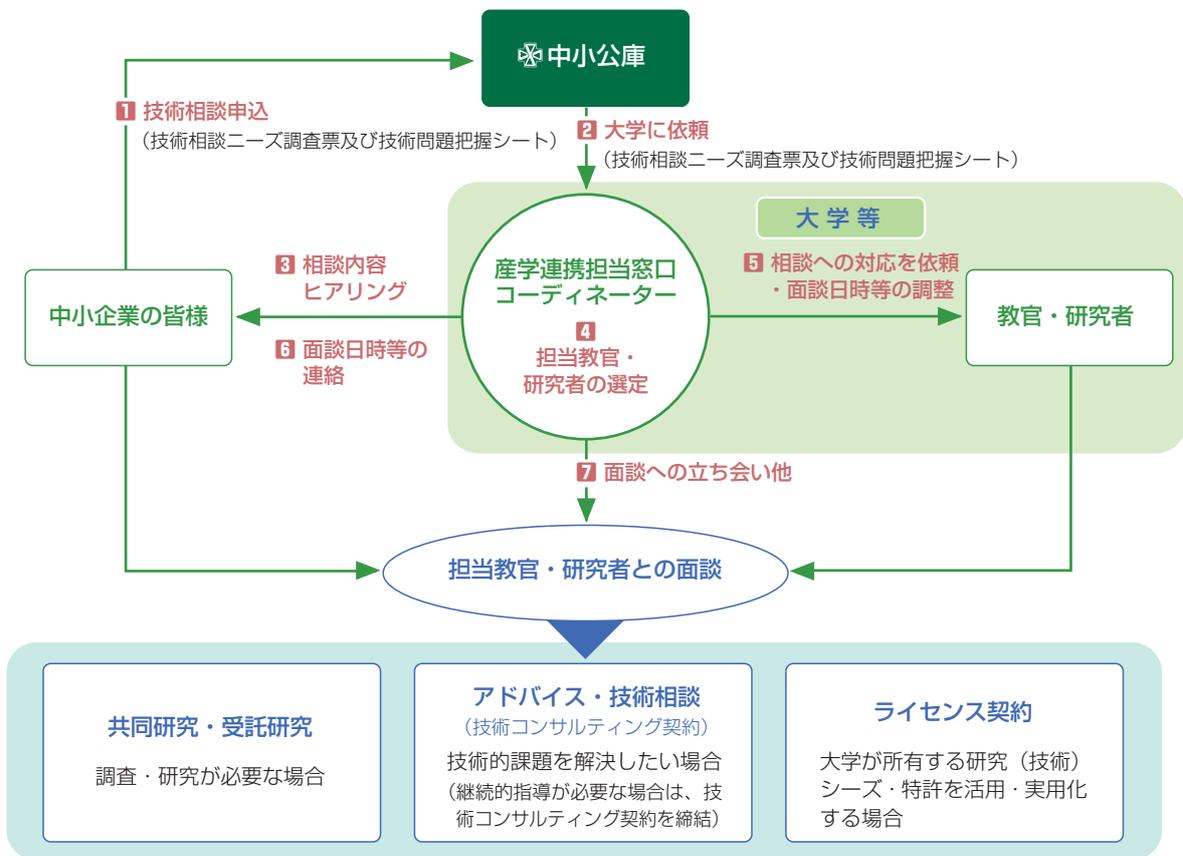
産学官連携の特徴

中小公庫は、全国に広がるネットワークを活かし、各地の大学や研究機関、公的機関などと連携して、中小企業の皆様の技術的な課題の解決や新たな事業分野の開拓等を支援しています。

全国の営業部店において、中小企業の皆様と大学

等との出会いの場を提供する産学官連携セミナーを積極的に開催しているほか、政策金融機関としての中立性を活かし、フェース・ツー・フェースの対話を通じて、中小企業の皆様のニーズを的確に把握し、大学等への橋渡しを実施しています。

■ 中小公庫の産学官連携支援



産学官連携セミナーに個別相談会を併設し、 具体的な課題等を相談する機会を提供

平成 19 年 1 月、中小公庫本店にて首都圏 16 大学及び 1 研究所と、関東・甲信越のお取引先約 80 社が参加し、産学官連携セミナーを開催しました。同セミナーは平成 15 年から開催しており、今回で 5 回目となりました。

個別相談会は、公庫事務局が参加企業の課題やニーズを事前に大学側に伝えて面談を組み合わせることが特色で、35 社が参加し、延べ 99 件の個別相談が実現しました。

参加者からは、「技術課題解決のための貴重な機会であった」等の声が寄せられました。



企業成長における中小公庫の貢献

中小公庫との取引を経て、多くの企業が躍進しています。

600社を超える取引企業が株式を公開

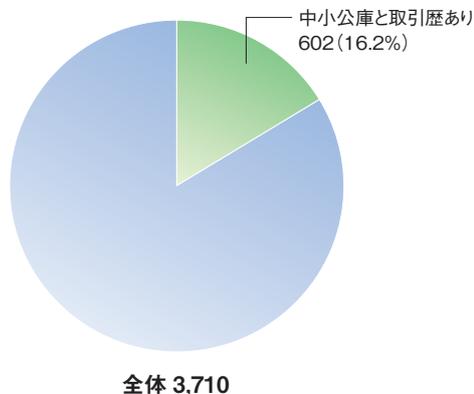
中小公庫は、昭和28年の設立以降、50余年にわたり中小企業専門の政策金融機関として、中小企業の皆様の成長・発展を支援しています。これまで中小公庫との取引を経て、株式の公開を果たした企業は、株式公開企業の約6分の1にあたる602社^(注)となっており、この中には国際的にも有力な企業と

(注) 社数は平成19年3月31日現在のものです。

なったケースも少なくありません。

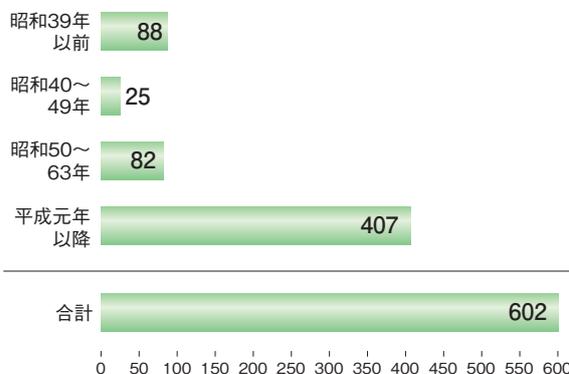
特に、平成元年以降については、中小公庫との取引を経て株式を公開した企業は407社^(注)と大幅に増加しており、同じ時期の株式公開企業の増加数である1,724社^(注)のうちの約4分の1を占めるに至っています。

中小公庫と取引歴を有する株式公開企業 (単位: 社)



(注) 中小公庫調べ。株式公開企業数は、平成19年3月31日現在。農林・水産、金融・保険および外国企業を除きます。

中小公庫と取引歴を有する株式公開企業の株式公開時期別推移 (単位: 社)



創業期に受けた価値ある融資

京セラ株式会社 (東証一部上場) 名誉会長 稲盛 和夫

京セラ創業3年目の頃、当時専務だった私は、銀行に設備投資の資金を借りにいきましたが、担保もなく結局お金を借りることはできませんでした。最後に中小企業金融公庫を紹介され、是非にお願いして支店長に会わせていただき、「我々は創業間もない零細なベンチャー企業です。私どもは創業初年度から10数%の利益を出しています。私の過去3年間の努力と実績を信用して何とか貸していただけませんか」と、とつとつとお願いをいたしました。暫くして支店長は、私の誠意が通じたのか、「わかりました。あなたがこれから融資を受けようとする設備を担保にお金を貸しましょう」と言ってくださいました。これまでの金融機関の常識では、大変リスクのある決断ですが、私を信じて持ち込み担保という方法での融資を決断された支店長の勇気に対し大変感激したことを覚えています。

40年ほど前、どの金融機関も相手にしてくれなかった私どもに人物本位で資金の貸付をしていただいた当時の支店長のご決断によって、今日の京セラが存在しております。

(出典) 2003年12月中小公庫発行「中小企業金融公庫五十年史」コラムより抜粋 (寄稿者の役職名は寄稿当時のものです)。

証券化支援業務

政策金融機関として、
金融手法の革新に先導的な役割を担っていきます。

証券化手法を活用し、民間金融機関等による無担保資金の円滑な供給を支援

証券化市場はここ数年で発行額が急速に拡大しており、中小企業金融の円滑化を図るという観点からも、中小企業向け貸付債権等の証券化は注目されています。

中小公庫は、信用リスク、審査、証券化事務などを適切に負担し、民間金融機関等が利用しやすい証券

化手法を提供することで、中小企業の皆様への無担保資金の円滑な供給及び資金調達手段の多様化を図るとともに、証券化市場の育成・発展にも貢献し、政策金融機関として先導的な役割を積極的に果たしていきます。

証券化支援の手法

買取型

民間金融機関等の中小企業向け無担保債権等を譲り受け証券化する業務及び信託受益権等を取得する業務

保証型

民間金融機関等が自ら証券化する中小企業向け無担保債権等の部分保証や証券化商品等の保証を行う業務

※買取型・保証型以外に、中小公庫自らが貸し付けた債権または取得した社債を証券化する業務（自己型）にも取り組んでいます。

買取型の取組事例

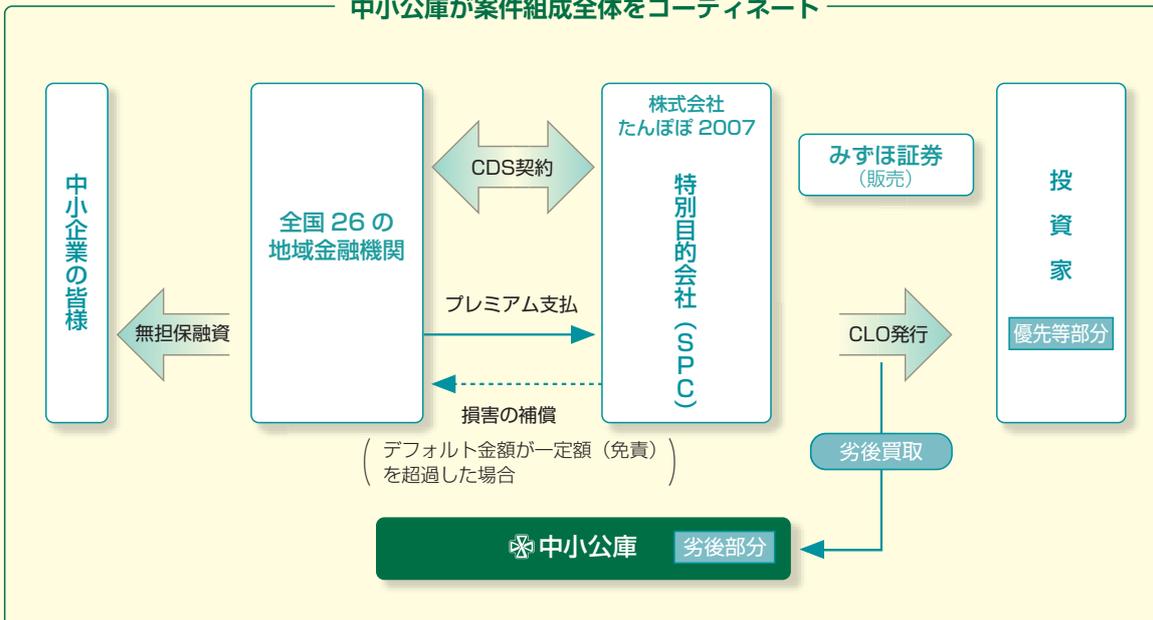
26 金融機関と広域に連携し、国内初の「複数金融機関参加型シンセティック CLO^(注)」を実施

中小公庫は、証券化支援業務（買取型）の平成 18 年度第 2 回案件「地域金融機関 CLO シンセティック型（株式会社たんぼぼ 2007）」において、26 地域金融機関の参加のもと、国内初の複数金融機関参加型のシンセティック CLO を実施し、28 都道府県の 1,183 社に対して 305 億円の無担保資金を供給しました。

(注) シンセティック CLO とは、CDS 契約を活用して、地域金融機関が貸付債権等を保有した状態で信用リスクのみを証券化することをいいます。

- ・ CLO : Collateralized Loan Obligation (ローン担保証券) の略です。
- ・ CDS 契約: クレジットデフォルトスワップ契約の略。地域金融機関は、実行した無担保貸付債権等の債権プールの信用リスクに応じたプレミアムを特別目的会社 (SPC) に支払う一方、デフォルト金額が一定額 (免責) を超過した場合に SPC から損害の補填を受けます。

中小公庫が案件組成全体をコーディネート



平成18年度の資金供給実績 2,032社/594億円

買 取 型

1,572社/388億円

平成18年度の買取型の特徴

平成18年度は、第1回案件において当公庫がオリジネーターのひとつとして参加し(自己型)、買取型との合同組成を実現しました。また、第2回案件において26地域金融機関が参加する国内初の複数金融機関参加型のシンセティックCLOを実現しました。

	第1回	第2回	第3回
	平成18年9月CLO ^(注)	地域金融機関CLO シンセティック型(株式会社たんぼ2007)	平成19年3月CLO
実 施 時 期	平成18年9月	平成19年2月	平成19年3月
参 加 金 融 機 関	8機関	26機関	16機関
地 方 銀 行	—	青森、みちのく、荘内、岩手	—
第 二 地 方 銀 行	神奈川、愛媛、熊本ファミリー	神奈川、静岡中央、宮崎太陽、 八千代	福島、愛媛、熊本ファミリー
信 用 金 庫	福井、碧海、尾西、長浜、 米子	仙南、福島、朝日、亀有、 足立成和、西京、城北、長野、 金沢、北伊勢上野、桑名、 京都、摂津水都、神戸、兵庫、 福岡ひびき、鹿児島相互	帯広、東奥、新潟、上田、 諏訪、富山、豊橋、徳島、 高松
信 用 組 合	—	長野県	茨城県、大東京、第一勧業、 近畿産業
社 数	119社	1,183社	270社
金 額	26億円	305億円	57億円

(注) 当公庫がオリジネーターとして参加。ただし上表は、当公庫取組み実績を含みません(自己型へ計上)。
※ 各金融機関の組織名称(「銀行」「信用金庫」「信用組合」)については、記載を省略しております。

保 証 型

241社/112億円

平成18年度の保証型の特徴

平成18年度は、平成17年度に引き続きノンバンクのオリックス株式会社が参加し、幅広い中小企業者への資金供給が実現しました。

	第1回
	第2回オリックスビジネスパートナーズCLO(中小公庫第5回保証型)
実 施 時 間	平成19年3月
参 加 金 融 機 関	オリックス株式会社、オリックス・アルファ株式会社
社 数	241社
金 額	112億円(保証額79億円)

自 己 型

219社/94億円 (「平成18年9月CLO」
において買取型と合同組成)

市場関係者の評価

「2006年は、中小企業金融公庫による証券化支援業務を通じ、CLOへの参加金融機関の裾野が更に拡大した年となった。2004年に中小企業金融公庫が初めて募集型CLO市場に参入して以降、単独のCLO組成が困難な地方銀行や信用金庫、信用組合が参加できるCLOストラクチャーとして、金融機関が募集した中小企業向け貸付債権を中小企業金融公庫が買取り証券化を行うという流れは定着したといえる。」

(出典) ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク「インターナショナル・ストラクチャード・ファイナンス スペシャルレポート 2006年の日本のバランスシート型CDO市場回顧と今後の見通し(2007年2月)」

信用保険業務

信用保証制度と一体となり、
中小企業の皆様の事業資金の円滑な調達を支えています。

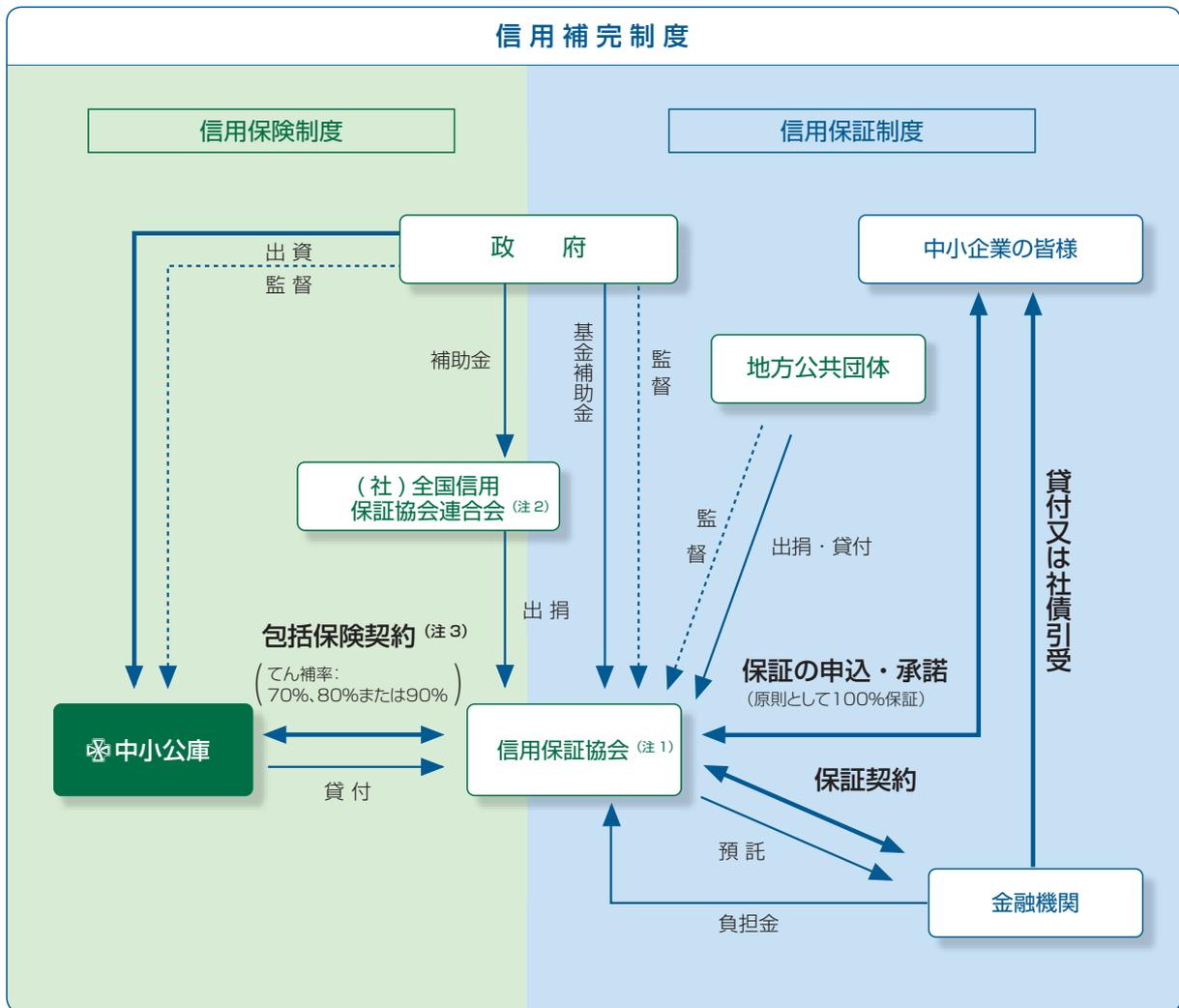
信用保険制度の役割

中小公庫は、担保力や信用力の乏しい中小企業の皆様が金融機関からの借入または社債の発行により事業資金調達を行う際に、信用保証協会が行う債務の保証（信用保証）について保険を行っています。

中小企業信用保険制度は、中小企業の振興を図ることを目的として、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）などに基づき、中小企業の皆様の借

入等の保証について保険を行う制度です。

この信用保険制度と信用保証制度が一体となって機能することにより、中小企業の皆様に対する事業資金の供給の円滑化が図られています。このような仕組みは「中小企業信用補完制度」と呼ばれており、国の中小企業金融政策の重要な一翼を担っています。



(注1) 信用保証協会

信用保証協会法に基づく特殊法人。全国に52協会あり、中小企業者の金融機関からの借入等による債務について保証を行っており、中小企業者の債務不履行に対し代位弁済を行い、以後中小企業者から回収を行います。政府及び地方公共団体の監督を受けており、地方公共団体からの出捐金と金融機関からの負担金を受け入れています。

(注2) 社団法人全国信用保証協会連合会

全国52の信用保証協会を会員とする組織。信用保証協会の健全な発展を図り、中小、中堅企業金融の円滑化に貢献することを目的としています。

(注3) 包括保険契約

信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入等による債務を保証することにより、保証をした借入金等の額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定めるものです。

中小企業の約4割が信用補完制度を利用

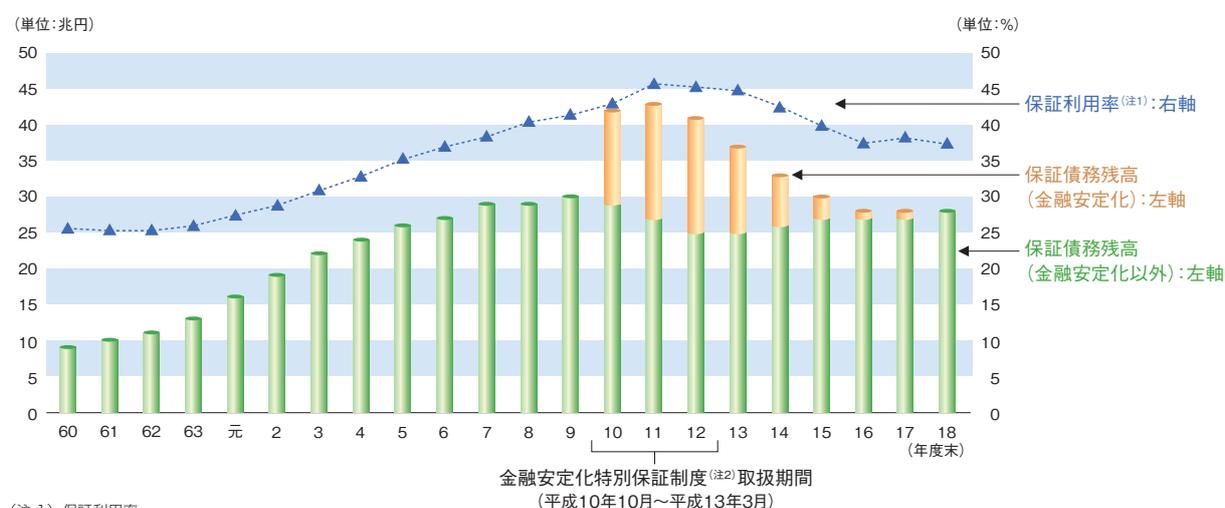
平成19年3月末現在、信用保証協会が保証している融資等（保証債務残高）は約29兆円で、中小企業向け貸出の約11%が信用保証制度の利用によるものとなっています。

信用保証制度は約161万の中小企業の皆様に利用されており、中小企業の約37%が信用保証制度

を利用して資金調達を行っていることとなります。

信用保険制度は、このような保証について保険を行うことで中小企業の皆様の円滑な資金調達を支えることにより、経営の安定と事業の成長発展に貢献しています。

■ 全国 52 信用保証協会の保証債務残高と保証利用率の推移



(注1) 保証利用率
保証利用企業数を中小企業数で除したものです。

(注2) 金融安定化特別保証制度
平成10年8月の「中小企業等貸し渋り対策大綱」(閣議決定)に基づき、同年10月に創設された保証制度で、貸し渋りに苦しむ中小企業者に対して保証要件を緩和して保証付融資による円滑な資金供給を図った臨時異例の措置です。

信用補完制度は国の経済政策において重要な施策として活用

国の経済政策に沿って、全国の信用保証協会では中小企業の皆様のニーズに対応した各種保証制度を実施するとともに、中小企業の皆様の経営相談・アドバイス等に積極的に対応するためそれぞれ相談窓口を置き、「顔の見える保証協会」を目指して創業支援や再生支援の取組みを強化しています。

信用保険制度は、再生・再挑戦支援、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資の推進及び地域中小企業の活性化等を図るため各種保険制度の創設・拡充を行うなど、これらの信用保証協会の取組みを強力にバックアップしています。

創業特例の保険引受実績

	16年度	17年度	18年度
創業特例	71億円	114億円	165億円
創業等関連特例	200億円	225億円	343億円
合計	271億円	339億円	508億円

再生支援の取組実績

	17年度	18年度
求償権の放棄	1社	13社
求償権の不等価譲渡	1社	5社
保証付債権の譲渡	1社	2社
求償権先への新規保証	2社	99社
合計	3社	119社

持続可能な信用補完制度の確立に向けた取組み

平成16年12月に信用補完制度のあり方について包括的な検討を行うため、中小企業政策審議会基本政策部会「信用補完制度のあり方に関する小委員会」が設置され、平成17年6月に基本政策部会において、「信用補完制度のあり方に関する検討小委員会とりまとめ」（以下「小委員会とりまとめ」という。）が報告、了承されました。

中小公庫は、制度の重要な担い手として、信用保証協会、金融機関等関係機関と緊密な連携のもと、

中小企業の皆様の利便性向上等のため、料率の弾力化、責任共有制度、再生支援の強化、保険事務の見直し等、小委員会とりまとめの趣旨を踏まえた制度見直し・運用改善を進めてきました。

今後も、中小企業の皆様のニーズに応え、更なる利便性の向上を目指すとともに、制度見直しによる持続的な信用補完制度の確立に向けて、積極的に取り組んでいきます。

信用補完制度のあり方に関する検討小委員会とりまとめの要旨

- 1 利用者の視点に立った制度見直し、サービス強化
 - (1)経営支援・再生支援に係る金融関連サービスの強化
 - ・経営支援・再生支援の体制整備、再生支援の強化
 - (2)保証制度の多様化・柔軟化のための見直し
 - ・中小企業者の財務内容その他の経営状況に応じた料率体系の構築（料率の弾力化）
 - ・中小企業金融の担い手の多様化
 - ・不動産担保以外の担保の活用、調達手法の多様化
 - (3)保証協会の事務の簡素化・効率化
- 2 金融機関との適切な責任共有による連携強化
 - ・部分保証制度・負担金制度（金融機関が、保証利用額等に応じて一定額の負担金を保証協会に払う制度）の導入
- 3 信用補完制度の持続的な運営基盤の確立
- 4 信用補完制度の運営規律の強化

(注) 「信用補完制度のあり方に関する検討小委員会とりまとめ」の全文については、中小企業庁のホームページ (<http://www.chusho.meti.go.jp/>) に掲載されています。

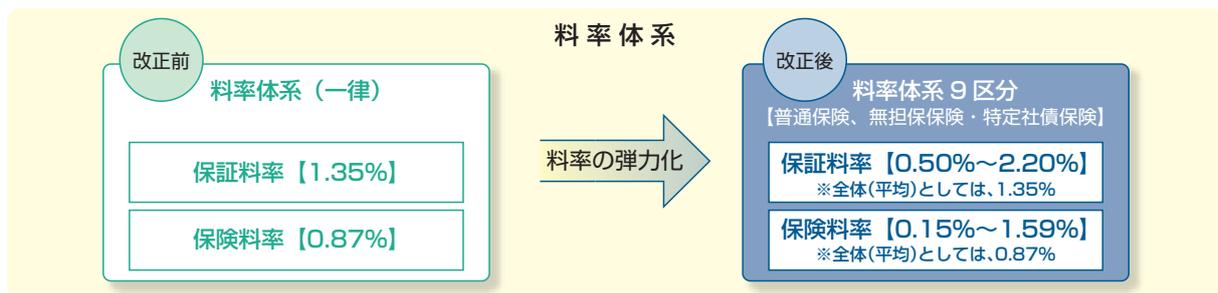
信用補完制度の見直しの取組状況

■ 料率の弾力化

平成18年4月から、経営状況の良好な中小企業の皆様に対して適切な料率でご融資を行えるよう、また、より幅広い中小企業の皆様に保証利用の機会を

提供できるよう、CRD^(注)を活用して財務内容その他の経営状況に応じた料率体系を導入しました。

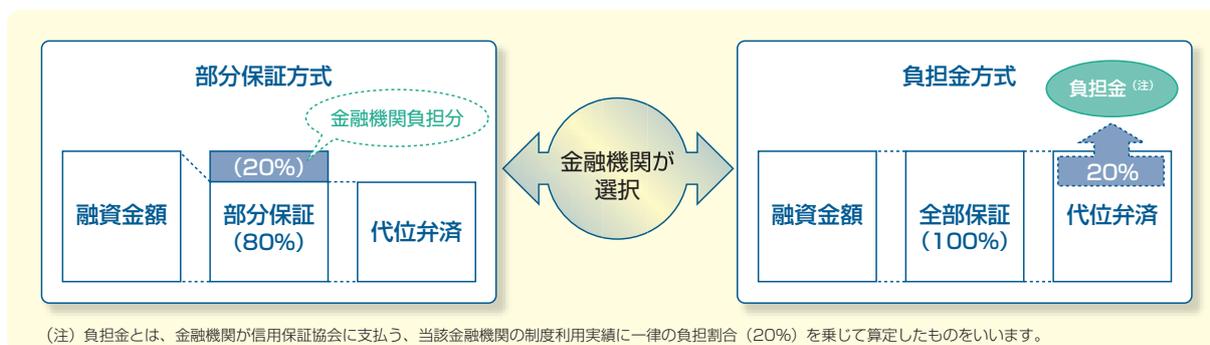
(注) CRDは、有限責任中間法人 CRD協会が運営する中小企業に関する日本最大のデータベースです。



■ 責任共有制度

平成19年10月から、信用保証協会（8割負担）と金融機関（2割負担）とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の皆様にきめ細やかな経営支

援や再生支援が行われるよう、責任共有制度を導入することとなりました。

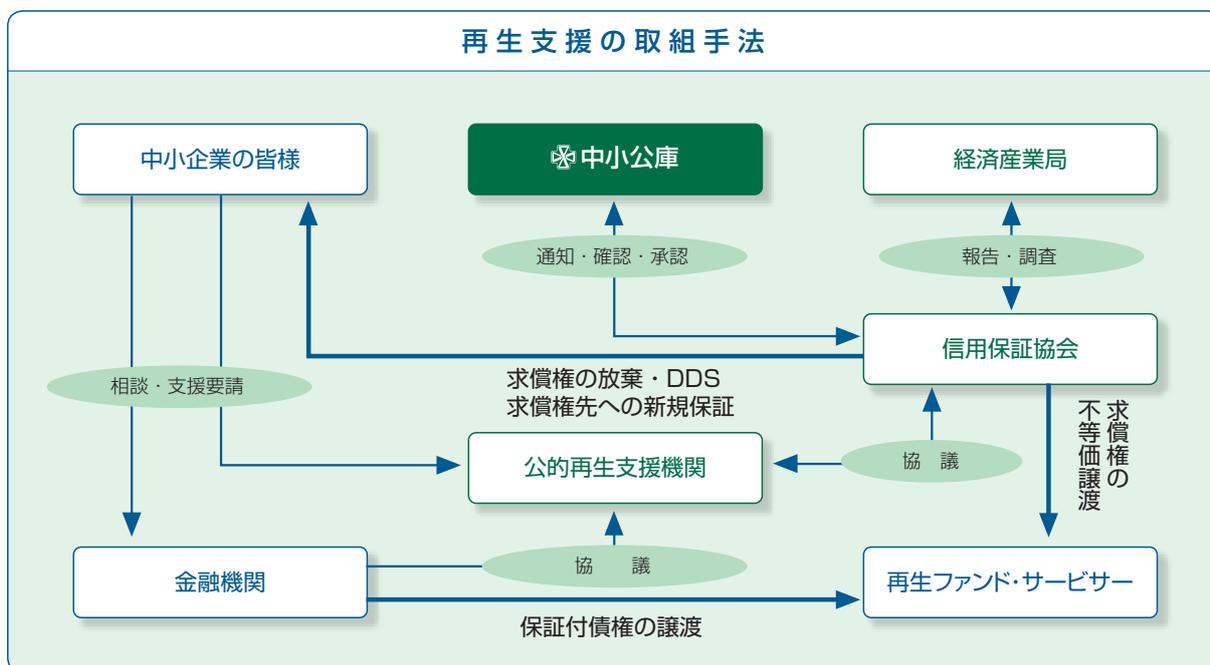


■ 再生支援の強化

平成17年8月から順次、金融機関による再生ファンド・サービサーへの保証付債権の譲渡、信用保証協会による求償権の放棄、不等価譲渡、DDS^(注)及び求

償権先への新規保証を可能にするなど、中小企業の皆様に対する再生支援の取組みをバックアップしています。

(注) DDSについては、P28をご覧ください。



■ その他の見直し実施状況

- ・ 対象金融機関について信託会社を追加
- ・ 第三者保証人の原則非徴求
- ・ CLO融資等に係る保証（中小企業者の金融機関からの借入又は社債引受に対する債務の保証であって、当該借入金等について証券化を活用するもの）の部分保証化
- ・ 特定社債保険の見直し（適債要件の拡充、定時償還の導入等）

コンサルティング

コンサルティング機能を発揮して
経営課題の解決を継続的に支援しています。

フェース・ツー・フェースで経営課題の解決を支援

中小公庫は、コンサルティング機能を発揮することを重要な業務の一つと位置付けています。融資時だけでなく事後においても、経営者のかたとのフェース・ツー・フェースの対話を通じて個々の企業の経営課題を把握し、お取引先が発展していくために必要な情報の提供や経営に関するアドバイスを継続的に行っていきます。

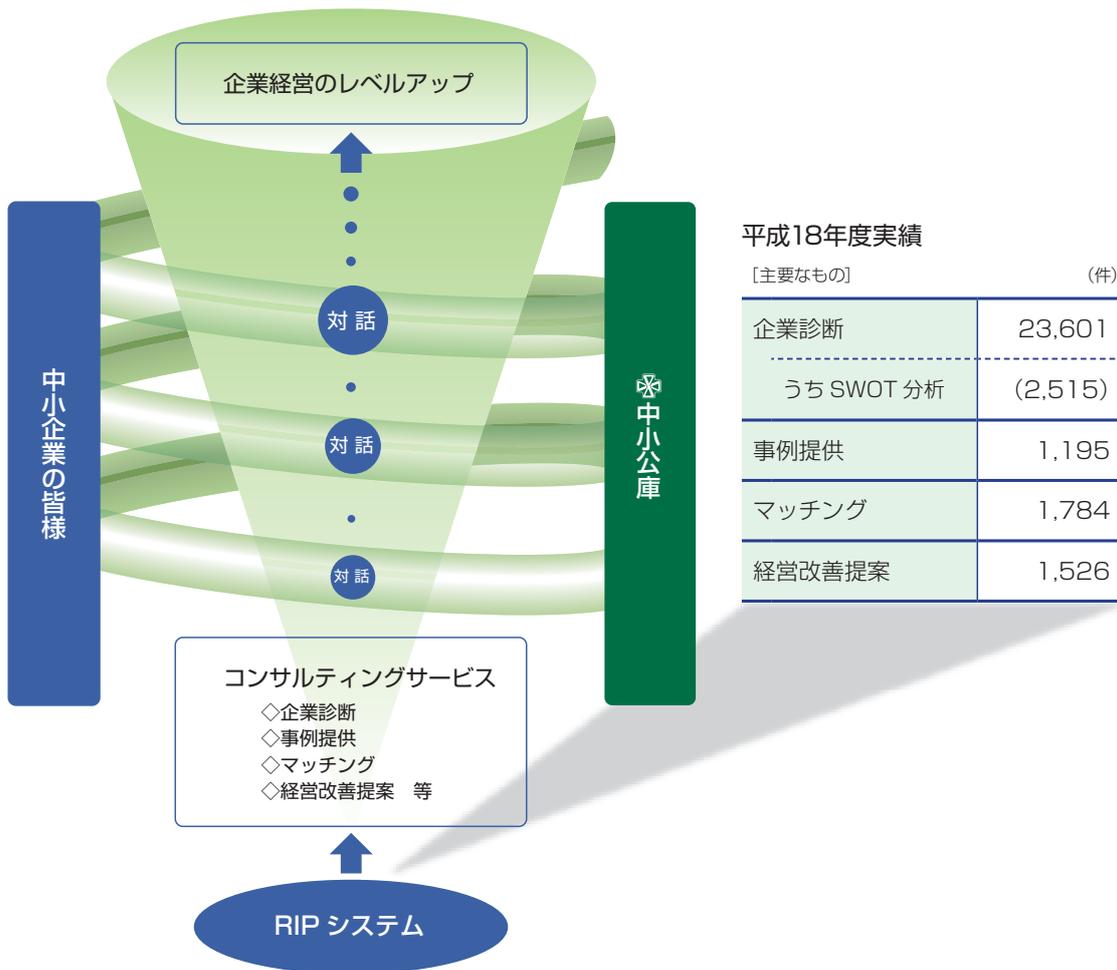
中小公庫では、長年蓄積してきた中小企業経営に関するノウハウや全国約5万社のお取引先の情報を

データベース化した独自のシステム「RIP^(注)システム」を構築し、コンサルティングに活用しています。

中小公庫の提供する情報は、個々の企業のニーズに応じた、いわば“オーダーメイド”の情報であり、このような「生きた情報」の提供とアドバイスなどを継続して行うほか、目利き能力を活かして、より高度な経営課題の解決を支援するため、コンサルティングのエキスパートの養成にも取り組んでおり、コンサルティング機能の一層の強化に努めています。

(注) RIPとは、お取引先との対話を通じ、信頼関係(Relationship)を深めつつ、お客様と中小公庫の知恵(Intelligence)を活かし、積極的な提案(Proposal)を行うことで、中小企業の皆様の成長発展を支援しようとする中小公庫の姿勢を表現したものです。

RIPシステムを活用したコンサルティングサービス



コンサルティングサービス

中小公庫は、長年蓄積してきた経営に関するノウハウや事例と、全国のお取引先とのネットワークを活かして、経営課題の解決のためのコンサルティングを継続的に行っています。

お取引先の要望や実情に則して、「企業診断」「事

例提供」「マッチング」及び「経営改善提案」など各種サービスを組み合わせて提供することにより、経営課題の解決を支援しています。

(注) コンサルティングサービスにあたっては、事前にお取引先の承諾をいただくなど、守秘義務や顧客情報保護に十分留意して取り組んでいます。

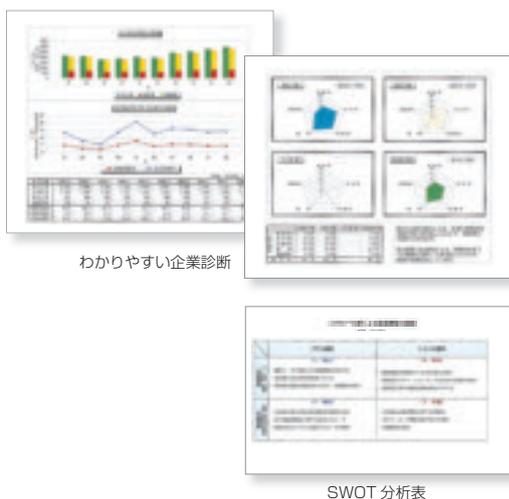
■ 企業診断

長年培った財務分析ノウハウを活かした「わかりやすい企業診断」により、個々の企業の決算データと中小公庫のお取引先約5万社のデータに基づく同業者比較や時系列分析を行い、提供しています。

また、「SWOT分析」^(注)も活用し、企業を取り巻く

状況(外部環境)と企業の強み・弱み(内部環境)の整理・分析のサポートを行っています。

(注) SWOT分析
企業の持つ「強み」(Strength)と「弱み」(Weakness)、事業を取り巻く「機会」(Opportunity)と「脅威」(Threat)を明確化し、経営戦略の立案に活用していく経営分析手法のことをいいます。



わかりやすい企業診断

SWOT分析表

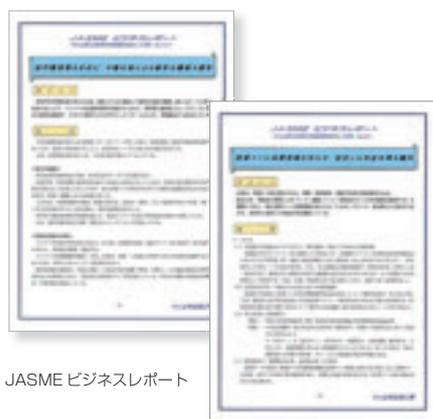
事例

装置メーカーのA社は、中小公庫より「わかりやすい企業診断」の提供を受け、同業者平均よりも付加価値率が低く、「外注の内製化」が経営課題であることを認識しました。さらに、中小公庫と「SWOT分析」をベースに対話を繰り返すなかで、「生産ラインの見直し」が必要であることが明確になり、経営計画の策定に役立てることができました。

■ 事例提供

お取引先が抱える経営課題に対して、その解決に役立つ事例などの情報をもとに、アドバイスを行っています。

事例には、過去に同じ経営課題に直面し、それを克服してきた中小企業ならではの取組みプロセス等がとりまとめられています。



JASME ビジネスレポート

事例

木材卸売業のB社は支払手形が多く、将来の資金繰りについて不安を感じていました。

同社では、中小公庫から支払手形削減に成功した他社事例の資料の提供を受け、具体的なアドバイスを得ながら支払手形削減を進めたところ、約1年間で財務体質が大幅に改善されました。また、支払手形削減を契機としてこれまで取引のなかった先から好条件の引き合いが続き、結果として仕入れ単価引き下げによる利益向上も実現することができました。

■ マッチング

全国に広がるお取引先と中小公庫の店舗網を活かしたネットワークにより、販売先や仕入先、提携先な

どのビジネスパートナーをお探しのかた、店舗、営業所などの不動産をお探しのかたをサポートしています。

事 例

地方所在のC社は、環境にやさしい杉の間伐材を利用した建築材料の製造業者で、技術力はあるものの会社設立後日が浅く、拡販を行うには営業力が不足していました。

そこで、全国にネットワークを有する中小公庫に販売先の紹介を依頼したところ、東京の有力工務店と地元大手総合建材商社の2社から引き合いがあり、有力企業2社と取引を開始することができました。

ビジネス交流会

- ◇多数の異業種企業が一堂に集まる「ビジネス交流会」を全国各地で開催しています。
- ◇個別のマッチングに比べ、より広範囲なビジネスマッチングの機会を提供しています。

東日本ビジネス交流会

中小公庫は、平成 19 年 1 月 29 日に東京ビッグサイトにて第 3 回東日本ビジネス交流会を開催しました。東日本地域のお取引先のほか、西日本のお取引先 33 社、また今回初めて沖縄振興開発金融公庫の協賛により、沖縄県から 7 社の特別参加も得て 336 社が参加しました。後日実施したアンケートによると（有効回答 247 社）、1 社あたりの面談社数は平均 8.3 社、そのうち 19 社 30 件が商談成約、148 社 339 件が商談継続中という結果になりました。参加企業からは、「販路開拓等ビジネスチャンスのきっかけができた」などの声が寄せられました。



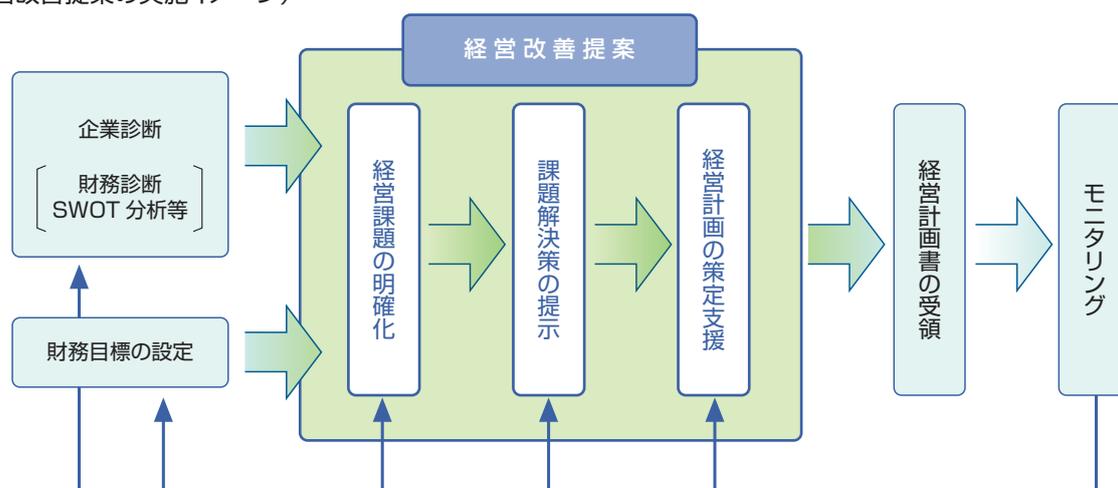
東日本ビジネス交流会

■ 経営改善提案

中小公庫は、お取引先の経営改善に向けた取組みを積極的に支援しています。具体的には、企業診断等により経営課題を明確化するとともに、経営計画の策定支援や財務目標の達成に向けた経営改善の方向性や具体的手法を提案しています。

特に、事業環境の変化などへの対応に苦慮しながらも、経営の抜本的な改善や事業の再生に前向きに取り組むお取引先に対しては、重点的なサポート体制を整備しています。

(経営改善提案の実施イメージ)



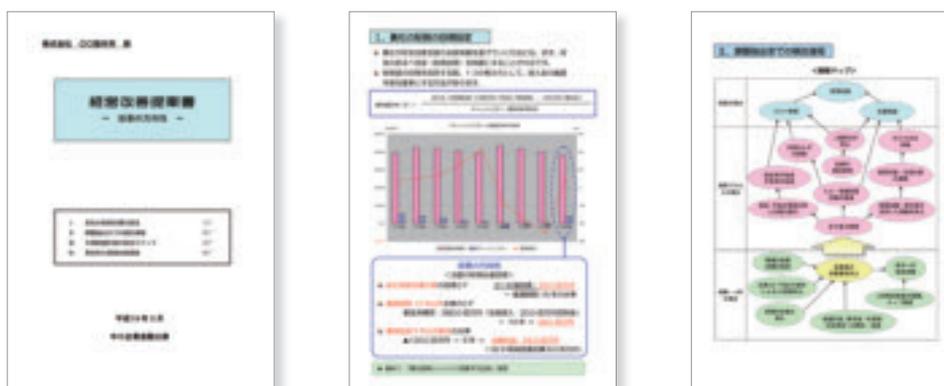
事例

【本支店一体となった経営改善支援により業績回復を実現】

中小公庫は、大口取引先の倒産により業績が低迷していた配管用継手製造業者のD社からの要請を受け、本部と支店が一体となってD社の経営改善に向けた支援に取り組みました。財務分析に加えて、工場を訪問し、経営幹部へのヒアリングを実施したところ、業績改善のためには、正確な受注・在庫状況を生産計画へ反映させることによる“ムダの削減”が課題であることが判明しました。そこで公庫からは、生産効率化に向けて「納期・在庫・生産情報の一元化」と「営業と工場との情報共有化」を始めとする具体的な課題解決策を提示し、それらを盛り込んだ経営計画の策定支援を実施しました。

D社ではこの提案を受けて、具体的なアクションプランを含む経営改善計画書を作成し、全社一丸での経営改善の取組みを開始。その結果、製造原価の引き下げに成功し、業績の回復を実現しました。

(提案書のイメージ)



国際化への対応

国際化に対応する中小企業の皆様を積極的に支援しています。

中小企業の国際化支援

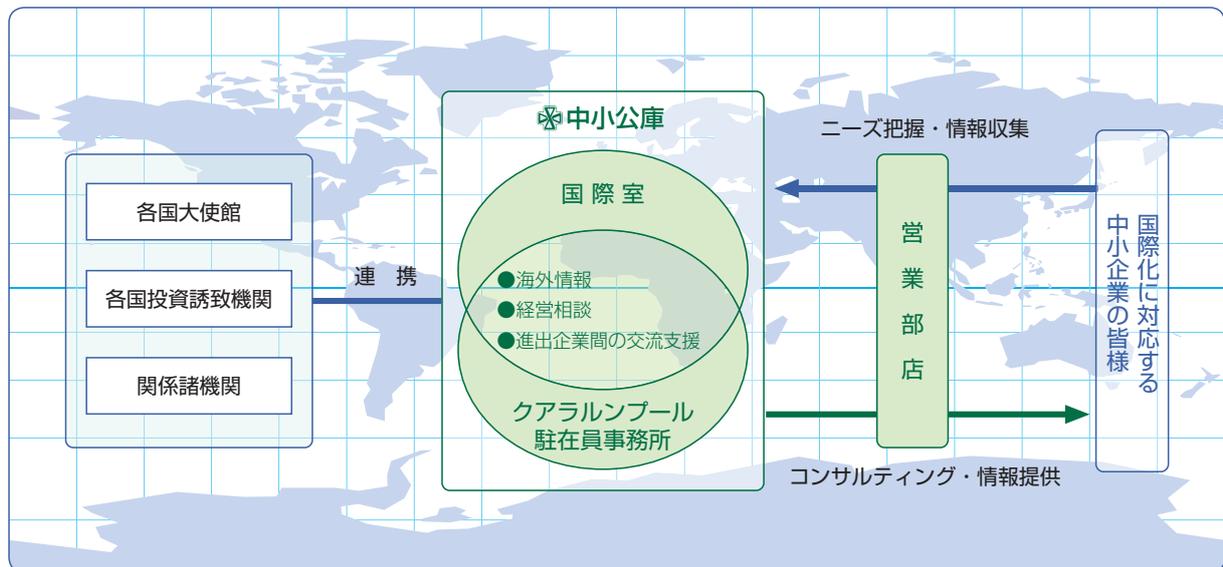
中小公庫は、約4,000社のお取引先現地法人が海外で活躍するなど、中小企業の国際化が進展していることを踏まえ、中小企業の皆様の国際化対応への支援強化を図るため、平成17年4月、国際室を設置しました。

中小公庫では、これまでも国際化に対応する中小企業の皆様に対し、現地情報などをタイムリーに提供してきました。特にアセアン地域においては、マ

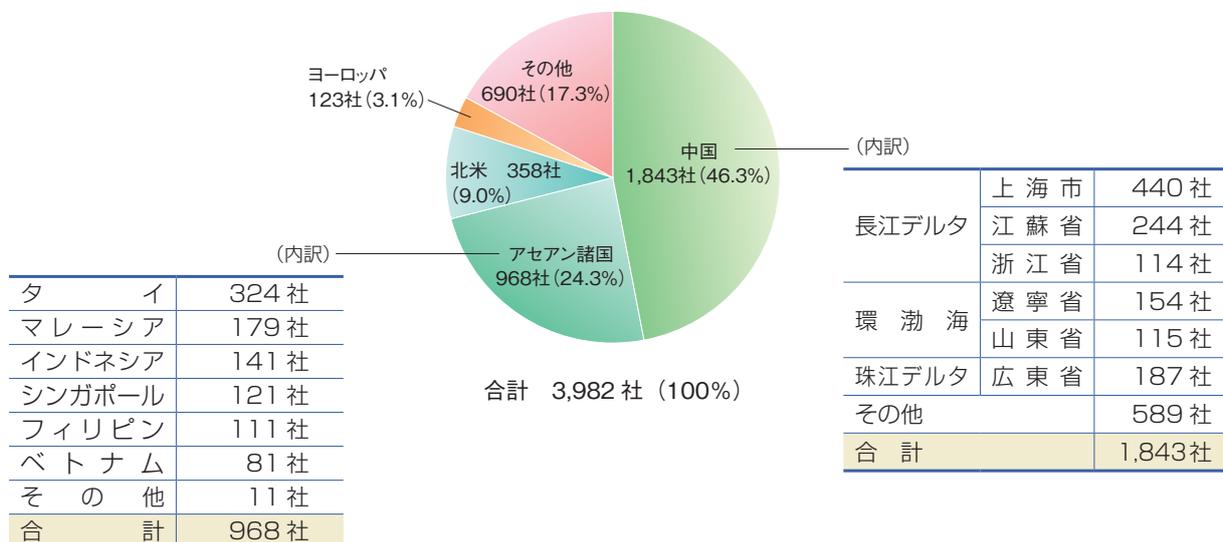
レーシアに設置しているクアラルンプール駐在員事務所を拠点に、同地域で活動する進出日系中小企業の皆様へのサポート等を行っています。

中小公庫は、今後も国内外の関係諸機関と連携し、海外情報の提供や経営相談への対応、進出企業間の交流支援など幅広い分野において、国際化に対応する中小企業の皆様に積極的に支援していきます。

■ 中小公庫の国際化支援



■ 中小公庫お取引先の海外現地法人企業数 (平成19年3月末)



国際化対応へのコンサルティング

中小公庫では、海外で事業を展開するお取引先に対して、日本国内本社及び海外現地法人へ訪問し、経営課題解決に向けたコンサルティングを行います。

事例



中国上海市に現地法人を有するA社は、外資系企業の進出が相次いだことから、現地で優秀な技術者が確保できないという経営課題を抱えていました。中小公庫は、日本本社を訪問し、お取引先の事例を取りまとめた冊子「中国進出日系企業による労務管理の実態」を提供しながら、福利厚生制度を見直すことで離職率改善につながった事例を紹介しました。

また、中小公庫は、後日に現地法人も出張訪問し、新規受注に伴う経営範囲の拡大について外部専門家と連携しながら成功事例や留意点を取りまとめ、情報提供を行いました。

このように、中小公庫が日本本社と海外現地法人に訪問した上で、具体的なニーズに対応したコンサルティングを実施したことに対し、A社経営者からは非常に高い評価を受けました。

海外情報の発信

アセアン・中国実態調査

中国・アセアン地域に進出しているお取引先現地法人の経営実態につき、年1回アンケート調査を行っています。調査対象は、中国約1,900社、アセアン地域約500社で、双方とも中小企業に的を絞った調査は他に例のないものと評価を得ています。

投資ポケットブック

お取引先の進出が多いアセアン6カ国（タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、フィリピン、ベトナム）、中国及びインドについて、各国の基礎的な経済・投資関連情報等をコンパクトにまとめて紹介しています。



アセアン地域におけるサポート

クアラルンプール駐在員事務所

マレーシアのクアラルンプール駐在員事務所は、アセアン諸国への投資計画策定のお手伝いや進出後の経営に関する様々なご相談へのアドバイスのほか、お取引先現地法人の交流も支援しており、アセアン地域で活動する日系中小企業の皆様をサポートしています。

また、タイ（ジェトロ・バンコク・センター）にも職員を派遣し、同地域で活動するお取引先現地法人の皆様に対するサポートを行っています。



クアラルンプール駐在員事務所がある UBN タワー

アセアン地域のお取引先現地法人交流会

中小公庫は、平成 19 年 5 月、タイ・バンコクで、タイに進出している現地法人向けにタイ人弁護士を講師に迎え、セミナー及び交流会を実施しました。

当日はタイに進出している 28 社が集まり、タイにおける最近の法務事情について活発な意見交換が行われました。

このほか、中小公庫ではマレーシア、ベトナム及びフィリピンで同じく現地法人交流会を開催しています。さらに平成 18 年 8 月にはタイ・バンコクにおいてタイ、マレーシア、フィリピン及びベトナムに進出している 17 社が集まり、アセアン広域取引先現地法人交流会を開催し、国境を越えた活発な意見交換が行われました。



タイ進出取引先現地法人交流会

中国・インドにおけるサポート

中小公庫は、中国に拠点を有するお取引先の現地法人が1,800社を超え、引き続き増加傾向にあることから、日本からの定期出張に加え、日中経済協会上海事務所にも職員を派遣し、中国に展開する中小企業の皆様への支援の充実を図っています。

平成18年度には、中国へ進出しているお取引先現地法人向けに、経営に関する様々なご相談へのアドバイスのほか、交流支援も開始し、上海など3カ所において計102社、152名の参加を得て、交流会を開催しました。

また、近年、日本との政治・経済関係が急速に緊密化しているインド（ジェトロ・ニューデリー・セ

ンター）にも職員を派遣し、日本の中小企業の貿易や投資にかかるサポート体制を強化しています。



中国大連取引先現地法人交流会

海外の関係機関との連携

APEC域内中小企業金融機関との連携

中小公庫は、APEC域内の中小企業金融機関との連携を図るため、中国国家開発銀行、タイ中小企業開発銀行、ベトナム工商銀行など域内14金融機関とAPEC MOU^(注)を締結しており、毎年開催される年次会合に参加し、技術協力や情報交換などを行っています。

(注) アジア太平洋協力会議 (APEC)域内の中小企業金融に携わる金融機関間の協力に関する覚書



第3回 APEC MOU 年次会合 (ベトナム)

ACSIC加盟機関との連携

中小公庫は、韓国信用保証基金、マレーシア信用保証公社、タイ中小企業信用保証公社など16機関が加盟するACSIC (アジア中小企業信用補完制度実施機関連合) に加盟し、毎年開催される会議に参加しており、海外の政府関係機関や金融機関等との連携を積極的に図っています。



第19回 ACSIC 会議 (マレーシア)

海外からの調査・研修グループ等の受入れ

中小公庫は、外国の政府関係者や金融機関からの調査・研修グループ等を積極的に受け入れ、中小公庫の業務内容や審査手法等の説明を行うなど、海外各国の中小企業に対する金融支援の強化・拡充に向けた取組みに協力しています。

平成18年度においては、アジアを中心に欧州や南アフリカなど幅広い地域から、11カ国・128人を受け入れました。

国・地域別の受入人数 (平成18年度)

中 国	36人
シンガポール	25人
イ ン ド	17人
韓 国	14人
タ イ	10人
欧 州	4人
そ の 他	22人
合 計	128人

海外で開催される各種会議・セミナーへの講師派遣

中小公庫は、中小企業金融の専門家として海外で開催される各種会議やセミナー等への講師派遣を行っています。

平成18年度は、マレーシア (クアラルンプール)

で開催された「アジア太平洋開発金融機関協会 (ADFIAP) CEOフォーラム」等に講師を派遣し、中小企業金融における中小公庫の役割などについて講演を行いました。

総合研究所

“中小企業のシンクタンク”として、
多角的な視点で調査研究活動に取り組んでいます。

総合研究所の役割と特色

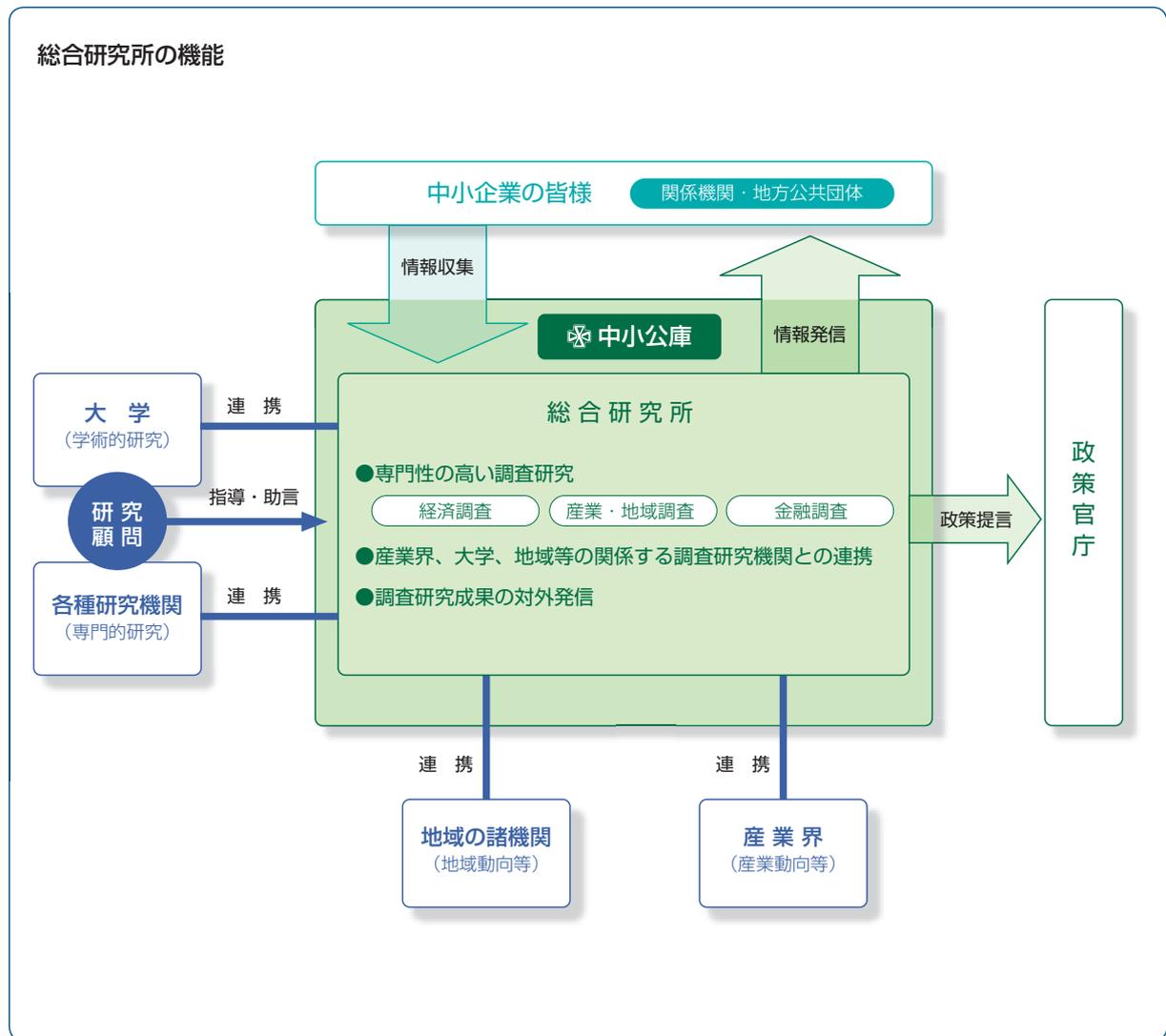
中小公庫総合研究所は、経済・産業構造が大きく変化するなか大学や各種研究機関などと連携し、中小企業経営や政府の政策決定に欠かせない各種調査研究を行っています。また、大学や各種研究機関との連携の一環として、外部有識者の方から、「研究顧問」の立場で指導・助言を受け、より専門性の高い調査研究活動を行っています。

総合研究所の調査研究成果は、景気動向の把握や、

中・長期的な経済・産業動向の判断材料として、各方面から高い評価を受けています。このほか、欧米・中国など諸外国の産業・金融制度の調査研究を行うとともに、国内においても、地域経済活性化に向けた調査研究などを実施しています。

調査研究成果やそれに基づく政策提言は、マスメディアやホームページなどを通じ、中小企業の皆様をはじめ、広く社会に情報発信しています。

総合研究所の機能



中小企業動向調査

全国のお取引先を対象に、四半期ごとに景況を調査しているもので、中小企業分野においては、わが国を代表するビジネスサーベイの一つとされています。

中小企業景況調査

中小企業の景況をタイムリーに把握するために、三大都市圏（首都圏、中京圏、近畿圏）のお取引先を対象として毎月行っている調査です。同調査における売上げ見通しD.I.は、2004年11月から、内閣府の景気動向指数の先行系列に採用されています。

保証先中小企業金融動向調査

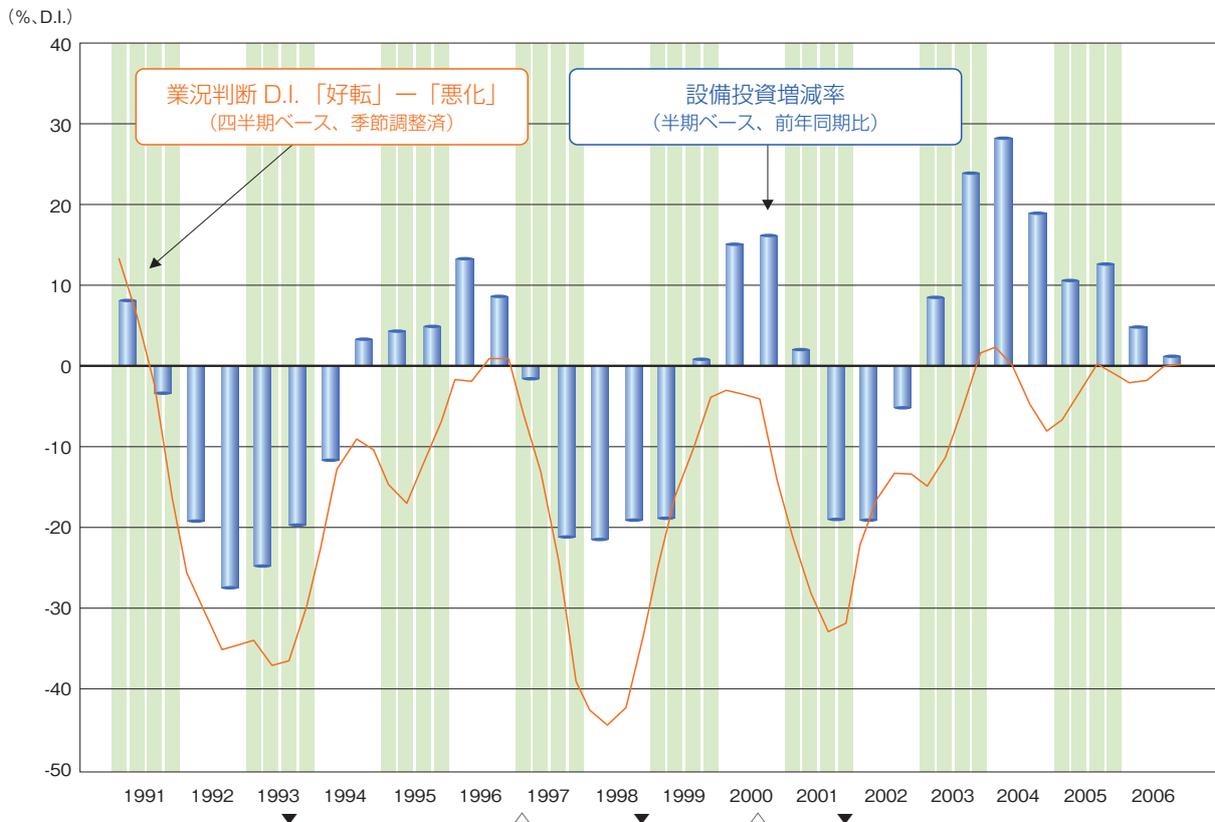
比較的小規模な中小企業（全国9信用保証協会の保証先）を対象に、主として借入の実施状況や保証付借入の動向等を四半期ごとに調査しています。

中小製造業設備投資動向調査

年2回、全国ベースで実施する中小製造業の設備投資計画に関する調査です。

調査対象数はわが国最大の約3万社で、設備投資動向把握に欠かせない調査との評価を得ています。

■ 中小製造業の設備投資増減率と業況判断D.I.の推移



(注) 1. 業況判断は D.I. は当公庫「中小企業動向調査」
 2. 「△」は景気の山、「▼」は景気の谷

産業・地域調査

経済の国際化、産業構造の変化、技術の高度化などにより、経済・社会の環境が大きく変化するなか、中小企業が直面する経営課題解決のヒントとなる調

査研究、地域活性化に向けた特色ある取組みに関する調査研究などをタイムリーに実施し、広く社会に情報発信しています。

調査研究成果

中小観光ホテル・旅館の高度化戦略

事業基盤の強化を実現している先進的な中小観光ホテル・旅館 11 社の事例調査等を行い、
 ①立地特性の変化に柔軟に対応することで、事業展開には多様な可能性が広がっていること、
 ②自社が保有する設備・サービスと観光資源との総合的な魅力向上により事業展開に成功していることを指摘。さらに、共通する「設備投資戦略」「販売戦略」「人材戦略」を分析し、事業基盤の強化を実現する経営戦略を指摘

地域活性化における中小企業・地域コミュニティの役割と課題

人材の確保・育成に取り組む全国8地域の事例分析等を行い、地域一体となった取組みを展開する上では、①地域中小企業は地域のコンセンサス形成や具体的な仕組みづくりの面で主体的な役割を果たしうること、②自治体等の地域コミュニティはネットワーク拡充等の基盤固めにおいて、サポート役・コーディネーター役が期待されること、などを指摘

上記のほか、最近の調査研究成果には、次のようなものがあります。

- 日本の鋳物工場、ドイツの鋳物工場
- 食品の安全に対する関心の高まりと中小食料品製造業の取組み課題
- 中小サービス産業の動向とその成長戦略
- 若年者雇用に果たす中小企業の役割と課題

金融調査

中小企業を取り巻く金融環境が大きく変化するなか、内外の金融情勢や金融制度に関する調査研究などをタイムリーに実施し、中小企業金融の円滑化に

向けた政策提言などに役立てるとともに、広く社会に情報発信しています。

国内金融調査

金融機関の窓口からみた中小企業向け貸出、信用保証付貸出等の動向に関する調査

(全国の金融機関約300店舗に対してアンケート調査を実施しています)

海外金融調査

諸外国における中小企業向け政策金融の概要 等

研究成果発表

総合研究所が行っている各種の調査研究の成果は、
刊行物として公表するだけでなく、シンポジウムの開
催や講演活動などを通じて、広く社会に情報発信し
ています。

シンポジウム

総合研究所は、平成18年11月にシンポジウム『地域社会の活性化に果たす中小企業の役割と課題』を開催しました。

当日は、渡辺幸男慶應義塾大学経済学部教授による基調講演の後、総合研究所職員が9つのテーマについて研究成果を発表し、企業経営者、実務家、学識経験者からコメントをいただきました。また、実務家、学識経験者4名によるパネルディスカッションも行い、さまざまな立場から多様な意見を披露していただきました。

〈研究成果発表テーマ〉

地域産業集積のゆくえ

- ① 工場の地域分散を促すもの
- ② 地域産業集積の変容
- ③ 生産機能の国際的配置

地域産業の新たな動き

- ① 観光ホテル・旅館の環境変化への対応
- ② 企業再生の担い手と課題
- ③ 企業間連携のさまざまなかたち

中小企業と地域コミュニティ

- ① 地域経済活性化に果たす地域金融機関の役割
- ② 地方自治体による「ヒトづくり」支援
- ③ 若年者雇用促進に向けたさまざまな試み



刊行物

中小公庫マンスリー（月刊）

経済・産業レポート、企業訪問レポート、中小公庫の各種調査結果、刊行物情報や融資制度の紹介など、中小企業の皆様の経営に役立つ情報を掲載しています。



信用保険月報（月刊）

信用補完制度に関する専門誌として、制度の現状、改正内容、中小公庫の各種調査結果、海外レポートなど、信用補完について幅広く紹介しています。



中小公庫だより（季刊）

お取引先中小企業と中小公庫の“ふれあいの場”として、中小公庫からのお知らせや特色ある経営を行っているお取引先の事例、国の中小企業政策の解説などを掲載しています。



JASME マネジメントシリーズ

経営課題解決の参考となる事例や中小企業経営に関する専門的なテーマなどについてとりまとめた参考資料です。「新連携事例集」、「中小企業の営業強化策」、「中国進出中小企業実態調査」などを発行しています。



中小企業総合研究（年3回程度）

中小企業研究の促進を図り、政策提言に資することを目的とした、多方面な分野の研究者及び総合研究所職員による中小企業研究の成果を発表する総合的な研究誌です。



中小公庫レポート（随時）

中小企業の皆様が抱える経営課題や対応策などをタイムリーに調査したレポートです。最近では、「中小観光ホテル・旅館の高度化戦略」「地域活性化における中小企業・地域コミュニティの役割と課題」などを発行しています。



上記のほか刊行物には、以下のようなものがあります。
●中小企業動向トピックス（随時） ●経営情報（随時）

適切な業務運営の仕組み (ガバナンス)

外部有識者の意見を反映	55
評議員会／政策評価	
内部管理体制	57
リスク管理体制	
信用リスク管理・信用保険引受リスク管理／	
市場関連リスク管理／流動性リスク管理／	
事務リスク管理／システムリスク管理	
法令遵守の態勢／内部監査態勢／個人情報保護	
情報の公開	65
情報公開／情報発信ツール	

外部有識者の意見を反映

外部有識者の意見を業務運営に反映しています。

評議員会

中小公庫では、中小企業金融公庫法第16条の2に基づき、平成16年7月、「評議員会」を設置しました。

評議員会は、外部有識者である評議員の方々に中小公庫の業務の運営に関する重要事項を審議いた

き、業務の運営に反映させていくことを目的としています。

なお、透明性向上の観点から、審議内容はホームページで公表しています。

評議員会の概要

定員：10人以内

任命：中小企業又は金融に関し学識経験のある者のうちから、主務大臣の認可を受けて、総裁が任命

任期：2年（再任可能）

評議員名簿（五十音順、敬称略）

(会長) 平澤 貞昭	株式会社横浜銀行取締役会長
井上 裕之	東京商工会議所副会頭
佐伯 昭雄	全国中小企業団体中央会会長
下島 敏男	ストラパック株式会社代表取締役社長
寺島 実郎	財団法人日本総合研究所会長
南學 政明	東京工業品取引所理事長
森 一夫	株式会社日本経済新聞社特別編集委員兼論説委員
横山 洋吉	社団法人全国信用保証協会連合会会長
吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授

開催実施（平成18年度）

第8回（平成18年4月26日）

審議内容：最近の景況と公庫の取組みについて
新体制移行に向けた平成18年度の業務強化策について
政策金融の改革と新体制への移行について

第9回（平成18年7月21日）

審議内容：最近の景況と公庫の取組みについて
信用補完制度の改革への取組みについて
平成17年度行政コスト計算財務書類について
政策金融の改革と新体制への移行について



第10回（平成18年10月24日）

審議内容：最近の景況と公庫の取組みについて
平成17年度の業務に係る政策評価報告書について
政策金融の改革と新体制への移行について

第11回（平成19年2月14日）

審議内容：最近の景況と公庫の取組みについて
平成19年度予算案と今後の取組みについて
政策金融の改革と新体制への移行について

政策評価

中小公庫では、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）において「政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する」こととされたことを受け、外部委員で構成する「政策評価のあり方等に係る検討委員会」を設置し、同委員会の意見を踏まえ、平成14年度から前年度の業務に係る政策評価報告書を作成し、対外公表を行っています。

平成17年度の業務に係る政策評価報告書（平成18年10月公表）では、政策金融改革の議論や中政審のとりまとめ等を踏まえた評価内容とするとともに、「融資」「証券化支援」「信用保険」の各業務における平成17年度の特徴的な取組みを明らかにするなど、評価指標の追加・見直しを行うことにより、内容の一層の充実を図っています。

政策評価のあり方等に係る検討委員会

委員（五十音順、敬称略）

根本 忠宣 中央大学商学部教授
宮田矢八郎 産業能率大学経営学部教授
村本 孜 成城大学社会イノベーション学部長
独立行政法人中小企業基盤整備機構
副理事長



開催実績（平成18年度）

第1回（平成18年6月2日）

議 題：「平成17年度の業務に係る政策評価報告書」の作成方針について

第2回（平成18年9月20日）

議 題：「平成17年度の業務に係る政策評価報告書」（事務局案）について

第3回（平成18年10月6日）

議 題：「平成17年度の業務に係る政策評価報告書」について

(注)・平成17年度の業務に係る政策評価報告書（抜粋）はP144～P147をご覧ください。
・平成17年度の業務に係る政策評価報告書（要約版、全文）は当公庫のホームページに掲載しています。

内部管理体制

政策金融機関として適正な業務運営に努めています。

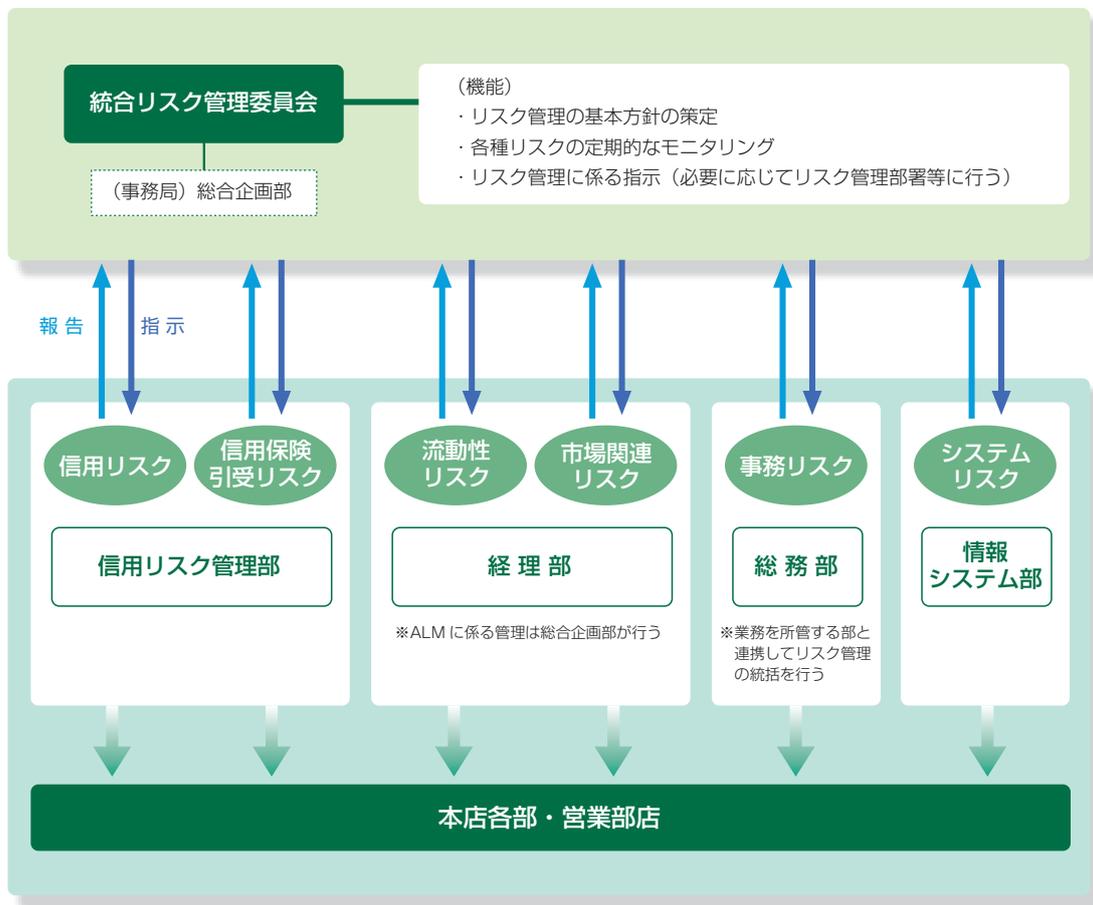
リスク管理体制

中小公庫では、リスクを統合的に管理するとともに、リスク状況の変化に機動的に対応するため、各種リスクを定期的にモニタリングし、リスク管理に係る重要事項を審議・決定する機関として統合リスク管理委員会を設置しています。

また、政策金融機関としての健全性を確保するた

め、「リスク管理の基本方針」を策定し、中小公庫が管理するリスクの種類及びその内容並びにその所管部を明らかにするとともに、リスク管理を重視する企業風土を醸成するため、リスク管理に対する組織としての基本姿勢と役職員の責務を明らかにしています。

中小公庫におけるリスク管理体制



リスク管理の基本方針

(目的)

第1条 この方針は、政策金融機関としての健全性を確保するため、当公庫におけるリスク管理に関する基本的事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この方針における「リスク」とは、当公庫の業務に係る損失の危険をいう。

- 2 当公庫が管理すべきリスクの種類及びその内容並びにその所管部は、別表のとおりとする。
- 3 この方針における「リスク管理」とは、当公庫の業務に係るリスクの状況を的確に把握し、リスクに対して必要な措置を講じることをいう。

(リスク管理についての全体方針)

第3条 当公庫は、リスク管理を重視し、各部門においてその考え方が浸透するよう努める。

- 2 当公庫は、健全な業務運営を行うため、業務に係る各リスクを統合的に管理することとし、そのための体制を整備する。
- 3 当公庫は、リスク管理手法についての調査・研究を行い、金融業務の多様化、複雑化に対応した適切なリスク管理態勢の整備に努める。
- 4 役職員は、当公庫の業務に係るリスクを認識し、かつ、リスクの顕在化が当公庫の資産を著しく毀損させる等当公庫に多大なる損失を与えることを十分に認識したうえで、適切な業務遂行に努めなければならない。
- 5 各リスクの所管部は、所管するリスクの的確な把握に努め、市場環境の急変等によりリスク状況が大きく変化した場合には、直ちに統合リスク管理委員会に対し報告を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

別表

リスクの種類	リスクの内容	リスク管理の所管部
信用リスク	信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、当公庫が損失を被るリスク	信用リスク管理部
信用保険引受リスク	保険事故の発生率及び回収率等が保険料設定時の予測に反して変動する事により、当公庫が損失を被るリスク	
市場関連リスク	金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場リスク・ファクターの変動により、保有する資産（オフバランス資産を含む）の価値が変動し当公庫が損失を被るリスク	経理部 (ALMに係る管理は 総合企画部)
流動性リスク	当公庫の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされること等により当公庫が損失を被るリスク また、市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより当公庫が損失を被るリスク	
事務リスク	役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当公庫が損失を被るリスク	総務部 (業務を所管する部と連携して リスク管理の統括を行う)
システムリスク	情報システム等の不備等に伴い当公庫が損失を被るリスク、並びに電磁情報及び情報システム等が不正に利用されることにより当公庫が損失を被るリスク	情報システム部

(平成16年9月8日策定)

1 融資業務における信用リスク管理

(1) 融資審査の特色

中小公庫は、公平・中立な立場から借入申込企業の実態を把握し、償還の確実性と資金使途の妥当性を検討し、融資などの判断を行っています。

中小公庫では、事業用の長期資金の融資などを専門とすることから、審査にあたっては、今後の事業収益を中心とする長期的返済能力を検討し、償還の確実性について総合的に判断しています。

単に財務諸表を中心とする定量分析にとどまらず、企業の構成要素である「ヒト」「モノ」「カネ」とその組合せである経営の様々な活動について、申込企業の置かれている環境を含めて多面的な実態把握を行うとともに、申込企業の将来性を勘案し総合的な企業力を判断しています。

ベンチャー企業など新規性のある事業分野に対する融資などにあたっては、中小公庫が持つ業界動向や技術評価などのノウハウに加え、外部の専門家、学識経験者などによる「成長新事業育成審査会」を活用し、当該事業の新規性・成長性についての認定を行っています。

なお、審査基準は貸付制度や経済・金融情勢にかかわらず、常に一定の水準が維持されています。

(2) 融資後のモニタリング及び経営改善支援

融資後も決算書などの提出を受けるほか、定期的な訪問などにより継続的な業況把握に努めています。自己査定 of 債務者区分や必要に応じ提供を受ける経営改善計画書の検討結果などを踏まえ、取引方針を明確にし、適切な事後フォローを実施しています。

また、ご融資先企業の成長発展を支援するため、審査結果をできる限りフィードバックしているほか、経営課題解決のためのコンサルティングに努めています。特に、事業環境の変化などへの対応に苦慮する企業に対しては、経営改善提案書の作成・提供などにより経営の改善や経営計画の策定を支援しています。

(3) 信用格付

中小公庫では、長年にわたり蓄積された中小企業者との取引データ分析に基づき信用力判定ツールを開発し、従来から審査手続きに活用しています。平成14年度には当該ツール等を信用格付に発展させたほか、平成19年度からはデフォルト判別精度を向上させた新スコアリングモデルに基づく信用格付制度を実施すべく、態勢を整備しました。また、平成17年度から与信ポートフォリオのモニタリングや信用リスクの計量化等を開始し、一層の融資業務の効率化と信用リスク管理の計量化に取り組んでいます。

なお、平成15年度から有限責任中間法人CRD^(注)協会に参加し、そのデータベースの活用を図っています。

(注) Credit Risk Databaseの略です。

(4) 自己査定

中小公庫は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」の対象ではありませんが、金融機関として一層の健全性及び透明性の確保を図るため、平成13年度から金融庁の「金融検査マニュアル」などに準拠した基準を策定し、自己査定を実施しています。

なお、平成19年度からは新しい信用格付制度に基づき債務者区分を行うべく、態勢を整備しました。

債務者区分、資産分類とともに営業部店が一次査定を実施し、営業推進部門とは分離された審査部において二次査定を行います。査定結果については、他のセクションから独立した監査部が内部監査を行い、その正確性を検証しています。

自己査定結果を踏まえた貸倒引当金は、行政コスト計算財務書類に反映されています。

2 証券化支援業務における信用リスク管理

中小公庫では、平成16年7月から新たに取り組んでいる証券化支援業務についても、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自の信用力判定ツールとCRDなどのスコアリングモデルを活用して審査を行っています。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法によりの確に把

握し、信用リスクに応じた適切なリターンや保証料率の設定を行っています。

買取後または保証後は、償還状況の確認を行うとともに、決算書などの提出を受け、定期的にプール債権の再評価を行い、信用リスクを的確に把握します。また、金融機関として健全性及び透明性の確保を図るために、自己査定を実施しています。

3 信用保険業務における信用保険引受リスク管理

中小公庫では、長年蓄積してきた信用保険引受に関するデータを活用し、保険数理に基づく信用保険引受リスクの計量モデルを構築しており、このモデ

ルを用いた計量結果の検証・分析などを行い、信用保険引受リスクの的確な把握を進めています。

4 体制

中小公庫では、自己査定、信用格付などの信用リスク管理を担うセクションとして、平成14年4月、審査部に信用リスク管理課を創設しました。また、平成16年7月に融資・証券化支援、信用保険の3業務体制となったことに伴い、信用リスク管理課と保険リスク管理課からなる信用リスク管理部を創設し、信用

リスク管理部門の独立性の強化を図っています。

信用リスク管理部は、営業推進部門とは分離されており、相互牽制機能を果たしています。

中小公庫では、こうした体制の整備により、政策金融機関としてより一層の健全性の確保と透明性の向上を図っています。

市場関連リスク管理

1 金利リスク管理

中小公庫の業務は、国内円金利貸付業務（社債取得を含む）などに限定されることから、有価証券の価格や為替の変動には直接の影響を受けませんが、円金利の変動には影響を受けます。そのため、金利リスクを正確に把握し、適切な資金調達を行っていくことを方針としています。キャッシュフローギャップやデュレーションを活用して、金利リスクの状況を正確に分析・把握するとともに、借入と債券発行を組

み合わせてALM上バランスのとれた資金調達を目指しています。

	デュレーション（年）		
	資産	負債	GAP
平成 18 年度末	3.11	2.77	0.34

2 価格変動リスク管理

余裕金の運用は、法令によって限定的に認められている国債、地方債又は政府保証債の保有、財政融資資金への預託、銀行預金を組み合わせ、安全かつ効率的な運用となるように努めています。

なお、平成18年度末の保有有価証券は、ベンチャー支援目的の資金供給としての社債（新株予約権付）等、すべて満期保有目的であり、時価情報開示対象となる有価証券の保有はありません。

3 為替リスク管理

外貨建て債券発行に伴い発生する為替リスクは、通貨スワップにより債券発行時にフルヘッジすることを方針としています。スワップに伴うカウンターパーティリスクについては、取引相手先ごとのスワッ

プ取引の時価及びリスク相当額、取引相手先の信用状況を定期的に把握することにより、管理を行っています。

金融派生商品（デリバティブ）取引について

中小公庫では、金融派生商品取引について、融資業務における外貨建て債券発行に伴う為替リスクをヘッジする目的に限定して通貨スワップを利用しています。

平成18年度末現在の金融派生商品取引にかかる信用リスク相当額は右表のとおりです。

(単位：億円)

	契約額（想定元本総額）	信用リスク相当額
金利スワップ	—	—
通貨スワップ	970	275
先物外国為替予約	—	—
その他金融派生商品取引	—	—
ネットティングによる信用リスク削減効果	—	—
合計	970	275

(注) 信用リスク相当額は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）」に準じて算出しております。

流動性リスク管理

1 融資業務における流動性リスク管理

①各年度ごとのキャッシュフローギャップが過大にならないよう管理していること、並びに、②財政融資資金借入及び政府保証債による安定的手段を資金調達の柱としていることから、流動性リスクは限定的と考えています。

年度途中における資金繰り調節の手段として、民

間金融機関からの短期借入を適宜行っています。

中小公庫では、流動性リスクが限定的であること及び資金効率向上の観点から、流動性準備としての余裕金は、円滑な業務運営に支障のない範囲で極力圧縮する運営を行っています。

2 証券化支援業務における流動性リスク管理

①流動性リスクを極小化する制度設計を行っていること、及び②国からの十分な支援が見込まれることから、流動性リスクは限定的と考えています。

年度途中における資金繰り調節の手段として、民間金融機関からの短期借入を適宜行っています。

3 信用保険業務における流動性リスク管理

①国からの十分な支援が見込まれること、及び②資金繰りについては自己資金での対応が可能である

ことから、流動性リスクは限定的と考えています。

事務リスク管理

中小公庫では、マニュアルの整備、事務手続きにおけるチェックの徹底、教育・研修の充実、システム化推進などを通じ、適正な事務処理の確保に努めて

います。

また、事務リスクを総括的に把握し、管理するために、総務部内に専任担当チームを置いています。

システムリスク管理

中小公庫では、システムリスクに対して種々の対策を講じてシステムの安全稼働と情報資産の保護に万全を期しています。

セキュリティポリシーとして安全対策方針、安全対策基準などの規定を定めて遵守すべき事項を明確にし、すべてのセクションに配置されたシステムリスク管理者が、運用状況を厳しく監視しています。

また、リスクを把握し、システム上のセキュリティ対策を徹底・強化することにより、リスクの極小化を図っています。

さらに、大規模災害などに備えたバックアップセンターを整備し、被災時訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上に努めています。

法令遵守の態勢

中小公庫では、中小企業金融公庫法に基づき監事が業務を監査しているほか、業務全般について会計検査院の検査が行われるとともに、主務省及び金融庁による検査も受けています。毎年度の決算は国会に提出され承認を受けています。

また、政策金融機関としての社会的責任と公共的使命を踏まえ、法令等の遵守（コンプライアンス）を重要な課題と捉えて、その徹底を図っていくべく、次のような組織的な取組みを行っています。

1 コンプライアンス委員会の設置

コンプライアンスに関する事項の審議機関として、コンプライアンス委員会を設置しています。

2 コンプライアンスに関する統括部署

総務部は、コンプライアンスに関する事項を統括する部署として、コンプライアンスに関する基本的事項の企画などを所管し、かつ、関係部と連携しながら、組織内のコンプライアンス体制の構築に取り組んでいます。

3 コンプライアンスの周知徹底

中小公庫の役職員が理解すべき、コンプライアンスに関する基本方針、行動規範及び遵守すべき具体的法令等の内容をとりまとめた「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、全役職員に配布しています。さらに、集合研修や部門研修等によりコンプライアンスの周知徹底に努めています。

内部監査態勢

中小公庫では、業務運営の円滑化や業務目的の達成に資するよう、業務運営全般における内部管理態勢を客観的に評価する部署として、管理部門及び業務部門から独立した監査部を設置しています。

監査部では、営業部、保険現業部や本店各部に対する内部監査を実施し、法令遵守及びリスク管理などの内部管理態勢の適切性、有効性を検証しています。営業部及び保険現業部に対しては、単なる事務処理の点検にとどまらず管理態勢の問題点の発見・指摘を行うとともに、必要に応じ本店関係部に対しても対応策検討を提言しています。また、本店各部に対しては、リスク管理上の重要項目や個別の業務内容に着目して内部監査テーマを選定し、管理

態勢に関する問題点の指摘やその改善に向けた提言を行っています。

内部監査の年度計画については、内部監査の基本方針、対象、監査テーマ・重点項目などについて、役員会での審議を経て総裁が決定しています。また、内部監査の結果については総裁に報告するとともに、主要な改善提言やその対応策・方針についても役員会に報告しています。

このように、内部監査が適切かつ効果的に実施されるよう内部監査態勢を整備してきており、政策金融機関としての適正な業務運営の確保と健全性の維持を図っています。

個人情報保護

中小公庫は、政策金融機関として、信頼確保の重要性を深く認識しており、保有する個人情報を適切に管理し、その保護に努めることは重要な責務であると考えています。

中小公庫では、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等の個人情報保護法制の

もと、保有する個人情報の適切な管理について必要な事項を定めた「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」を策定し、公表しています。

中小公庫は、政策金融機関としての業務及び事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、保有する個人情報の保護に努めていきます。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

中小企業金融公庫

中小企業金融公庫は、国の中小企業政策にのっとり業務を実施する政策金融機関として、皆様からの信頼確保の重要性を深く認識しています。こうした認識に基づき、皆様の個人情報を適正に管理し、その保護に努めることは、当公庫にとって重要な責務であると考えています。

当公庫では、皆様の個人情報について次のように管理し、皆様の個人情報の保護に努めてまいります。

1. 個人情報の取得について

当公庫は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号、以下「法」といいます。）及び独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針（平成16年9月14日付け総務省行政管理局長通知）等の関係法令を遵守し、適法かつ公正な手段によって個人情報を取得します。

2. 保有個人情報の利用について

当公庫は、業務遂行上必要となる個人情報を取得しますが、これらの個人情報は業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。

なお、当公庫が皆様から直接書面で個人情報を取得する際は、あらかじめその利用目的を明示いたしません（利用目的は、別添1のとおりです。）。

また、当公庫は、業務を円滑に進めるため、業務の一部を委託し、業務委託先に対して、保有個人情報の取扱いを委託することがありますが、この場合、当公庫は、これらの業務委託先との間で取扱いに関する契約の締結をはじめ、必要かつ適切な監督を行います。

3. 保有個人情報の第三者提供について

当公庫は、あらかじめ同意をいただいている場合及び法令で認められている場合を除き、保有個人情報を第三者に提供いたしません。

4. 保有個人情報の管理について

(1) 当公庫は、保有個人情報の正確性の確保に努めます。また、当公庫は、保有個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等を防止するため、不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じます。

(2) 当公庫は、役職員に対し、個人情報の保護及び適正な管理方法についての研修を実施し、日常業務における個人情報の適正な取り扱いを徹底します。

(3) 当公庫は、個人情報の保護及び管理が適正に行われているかどうかについての監査を実施します。

5. 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止について

当公庫は、皆様が御自身の保有個人情報について、開示、訂正又は利用停止を求めてこられた場合には、法の規定に基づき、適切に対応します（具体的な手続きは、別添2のとおりです。）。

6. お問い合わせ又は苦情への対応について

当公庫は、皆様の個人情報保護に関するお問い合わせ又は苦情等のお申出があった場合は、適切かつ迅速に対応するよう努めます。

（別添1、2は略）

情報の公開

政策金融機関としての説明責任を果たすため、積極的な情報公開に努めています。

情報公開

中小公庫は、政策金融機関として業務運営や財務の内容についての透明性を確保し、国民の皆様への説明責任を果たすため、広く情報を公開することが求められています。

中小公庫では、平成14年度に施行された「独立行

政法人等の保有する情報の公開に関する法律」なども踏まえ、積極的に情報公開への対応を図り、公庫の業務や取組みに対し、国民の皆様からの理解と支持を得られるように努めています。

情報公開資料（主なもの）

資料の種類	公表場所・方法	公表時期（予定）
財務諸表 （貸借対照表、損益計算書、財産目録）	・官報にて公告 ・総務省内の特殊法人資料閲覧室に備え付け ・各店舗に備え付け	7～8月
附属明細書	・各店舗に備え付け	
決算報告書	・各店舗に備え付け	
監事の意見書 （財務諸表及び決算報告書にかかるもの）	・各店舗に備え付け	
業務報告書 （業務内容、業務実績、組織概要、財務内容などを掲載）	・国会に提出 ・総務省内の特殊法人資料閲覧室に備え付け ・地方公共団体、経済団体、研究機関などに配布 ・各店舗に備え付け	
行政コスト計算財務書類	・各店舗に備え付け	
政策評価報告書	・各店舗に備え付け	10～11月
ディスクロージャー誌（本誌）	・総務省内の特殊法人資料閲覧室に備え付け ・各店舗に備え付け（ご希望の方に配布しています）	8～9月
Annual Report	・投資家の方などに配布	9～10月
ホームページ	・インターネット上に開設	随時内容を更新
「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」「同法施行令」に定められた情報提供資料	・各店舗に備え付け	7～8月

（注）財務諸表、行政コスト計算財務書類（概要）及び政策評価報告書（概要）は、本誌にも掲載しています。

・財務諸表、行政コスト計算財務書類、政策評価報告書、本誌、Annual Report 及び「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」「同法施行令」に定められた情報提供資料は、ホームページにも掲載しています。

・承継前の信用保険業務（旧中小企業総合事業団信用保険部門）の財務諸表、附属明細書、決算報告書、監事の意見書、業務報告書、行政コスト計算財務書類は、各店舗に備え付けています。財務諸表及び行政コスト計算財務書類（概要）は、本誌及びホームページにも掲載しています。

情報発信ツール

ホームページ (<http://www.jasme.go.jp/>)

インターネット上で、融資制度やコンサルティングサービス、各種定例調査結果や調査レポート、公庫の概要、IR情報など中小公庫に関する様々な情報をご覧いただけます。本誌も、PDFファイルで掲載しています。



中小公庫 HP メール配信サービス

ご希望の方に、各種調査の発表予定やホームページへの掲載状況をEメールでお知らせするサービスを実施しています。

※ホームページ上で、メールアドレスなどを登録してください。